

第6次矢掛町振興計画(案)

輝く未来 笑顔あふれるまちづくりプラン

① さしさにあふれ ② いてきで ③ んきなまち

平成28年3月
岡山県矢掛町

目次

【第1編 総論】

1. 第6次矢掛町振興計画策定の目的	1
(1) 第6次矢掛町振興計画策定の目的	
(2) 第6次矢掛町振興計画の役割	
(3) 第6次矢掛町振興計画の名称	
(4) 第6次矢掛町振興計画の構成及び期間	
2. 第6次矢掛町振興計画策定の背景	4
(1) 矢掛町の位置と地勢	
(2) 矢掛町の歴史とあゆみ	
3. 矢掛町を取り巻く社会背景と課題	6
(1) 人口減少・少子高齢化社会の進行	
(2) 安全や安心に対する意識の高まり	
(3) 地域の人々の結びつきの重要性	
(4) 環境問題への意識の高まり	
(5) 地方創生・地方分権時代の到来	
(6) 社会資本の老朽化等への対応	
4. 矢掛町の人口の推移と産業人口	8
5. 人口減少社会におけるまちづくりの課題	11

【第2編 基本構想】

1. まちづくりの基本理念	13
2. まちの将来像	13
3. 将来人口	14
(1) 定住人口	
(2) 交流人口	
4. 土地利用方針	16
5. 将来像実現のための目標	17
(1) 重点目標	
(2) 基本目標	

【第3編 基本計画】

【重点目標1 地域の自主性を生かした協働による地域づくりの推進】

- 基本目標1 地域コミュニティの育成と協働による活力あるまちづくり・・・21
 - 施策1-1 協働の推進・・・21
 - 施策1-2 地域コミュニティの育成・・・23
 - 施策1-3 健全な行政運営の推進・・・25
- 基本目標2 互いを思いやり，笑顔あふれるまちづくり・・・27
 - 施策2-1 人権の尊重・・・27
 - 施策2-2 男女共同参画の推進・・・29
 - 施策2-3 国際化社会への対応・・・30

【重点目標2 学ぶ環境づくりと教育の総合的な推進】

- 基本目標3 未来を担う次世代を育み，自己啓発を進めるまちづくり・・・31
 - 施策3-1 幼児教育の充実・・・31
 - 施策3-2 学校教育の充実・・・33
 - 施策3-3 学校給食の充実・・・37
 - 施策3-4 生涯学習の推進・・・38
 - 施策3-5 スポーツ活動の推進・・・40
 - 施策3-6 文化の振興・・・41

【重点目標3 安心して子どもを産み育てることができる環境の整備と福祉制度の拡充】

- 基本目標4 人にやさしく，健やかに暮らせるまちづくり・・・42
 - 施策4-1 健康づくりの推進・・・42
 - 施策4-2 地域福祉推進体制の充実・・・44
 - 施策4-3 高齢者福祉の充実・・・45
 - 施策4-4 障害者福祉の充実・・・46
 - 施策4-5 結婚活動の支援・・・47
 - 施策4-6 子育て環境の充実・・・48
 - 施策4-7 ひとり親家庭支援の充実・・・50
 - 施策4-8 生活（低所得者）福祉の充実・・・51
 - 施策4-9 社会保障・介護保険の充実・・・52
 - 施策4-10 国民健康保険制度の充実・・・55
 - 施策4-11 救護施設の充実・・・57
 - 施策4-12 介護老人保健施設の充実・・・58
 - 施策4-13 地域医療体制・救急体制の充実・・・59

【重点目標4 安全かつ快適に暮らすための生活環境の整備と防災機能の拡充】

- 基本目標5 快適な生活環境づくりを進めるまちづくり・・・61

施策5-1	適正な土地利用の推進	61
施策5-2	効率的な水利用の促進	63
施策5-3	快適な生活空間の整備	64
施策5-4	住み続けられる環境の整備	66
施策5-5	住環境整備の推進	67
施策5-6	上水道施設の整備	68
施策5-7	下水道施設の整備	70
施策5-8	道路の整備	72
施策5-9	河川の整備	74
施策5-10	公共交通の充実	76
■基本目標6	安全で安心を実感できるまちづくり	78
施策6-1	循環型社会形成の推進	78
施策6-2	消費生活の安全と向上	80
施策6-3	交通安全対策の充実	82
施策6-4	消防・防災体制の充実	84
施策6-5	防犯対策の推進	86
【重点目標5	雇用創出と地域資源を活用した観光開発による賑わいの創出】	
■基本目標7	産業の振興で賑わうまちづくり	87
施策7-1	農林業の振興	87
施策7-2	商業の振興	91
施策7-3	工業の振興	92
施策7-4	観光の振興	94
■基本目標8	自然と共生する美しいまちづくり	96
施策8-1	環境保全対策の推進	96

【第4編 資料】

- 第6次矢掛町振興計画策定経過
- 基本構想（案）及び前期基本計画（案）についての諮問
- 基本構想（案）及び前期基本計画（案）についての答申
- 矢掛町振興計画審議会条例
- 矢掛町振興計画審議会委員名簿
- 「まちづくり懇談会」参加者名簿及び意見集約
- 「住民意識調査」集計結果
- 「中・高校生意識調査」集計結果

【第1編 総論】

1. 第6次矢掛町振興計画策定の目的

(1) 第6次矢掛町振興計画策定の目的

矢掛町では、平成18年3月に目標年次を平成27年度とする第5次矢掛町振興計画を策定し、「やさしさにあふれ かいてきで げんきなまち」を将来像として、総合的かつ計画的なまちづくりを推進してきました。

この間に我が国は少子化による人口減少時代に突入し、矢掛町も少子化による人口の自然減少と都市圏への人の流出による人口の社会減少が継続的に進行し、少子化と人口流出に歯止めをかける対策と地域の特性を活かした地方創生への積極的な取り組みが求められています。

また、国や地方公共団体の財政状況は、景気の低迷と生産年齢人口の減少による税の減収、高齢化に伴う社会保障費の増大などにより、さらに厳しい状況が続くものと見込まれます。

第6次矢掛町振興計画は、こうした人口減少社会への対応が喫緊の課題であることを念頭において、少子化と人口流出に歯止めをかける対策と地域の資源を活かした地方創生を推進し、社会情勢と地域の実情及びこれまでのまちづくりの成果と今後の課題を十分に踏まえ、快適な住環境のもとで活力と魅力あるまちづくりに取り組むための総合的な指針として位置付けて策定しました。

この計画策定にあたっては、町内7地区ごとに、地域住民の方々から矢掛町の理想像を話し合う「まちづくり懇談会」を開催しました。また、広く町民の意見を伺うために1,000人を対象とした「住民意識調査」、更に将来のまちづくりの担い手となる中学生・高校生を対象とした意識調査等を実施し、町民の意見を反映させました。

(2) 第6次矢掛町振興計画の役割

■矢掛町振興計画は矢掛町の最上位計画

振興計画は、矢掛町の最上位計画であり、全ての計画や施策の最上位に位置づけられる計画です。住民自治を基本としながら、目指すべき将来像を描き、将来像の実現に向けた取り組みの方向性を示す役割があります。

■まちづくりのための行動指針

振興計画は、町民と行政が理解と協力し合う関係を生み出しつつ、目指すべき将来像の実現に向けてまちづくりを進めていくため、目標を共有する「まちづくりのための行動指針」としての役割があります。

■計画的なまちづくりの達成状況を把握する指標

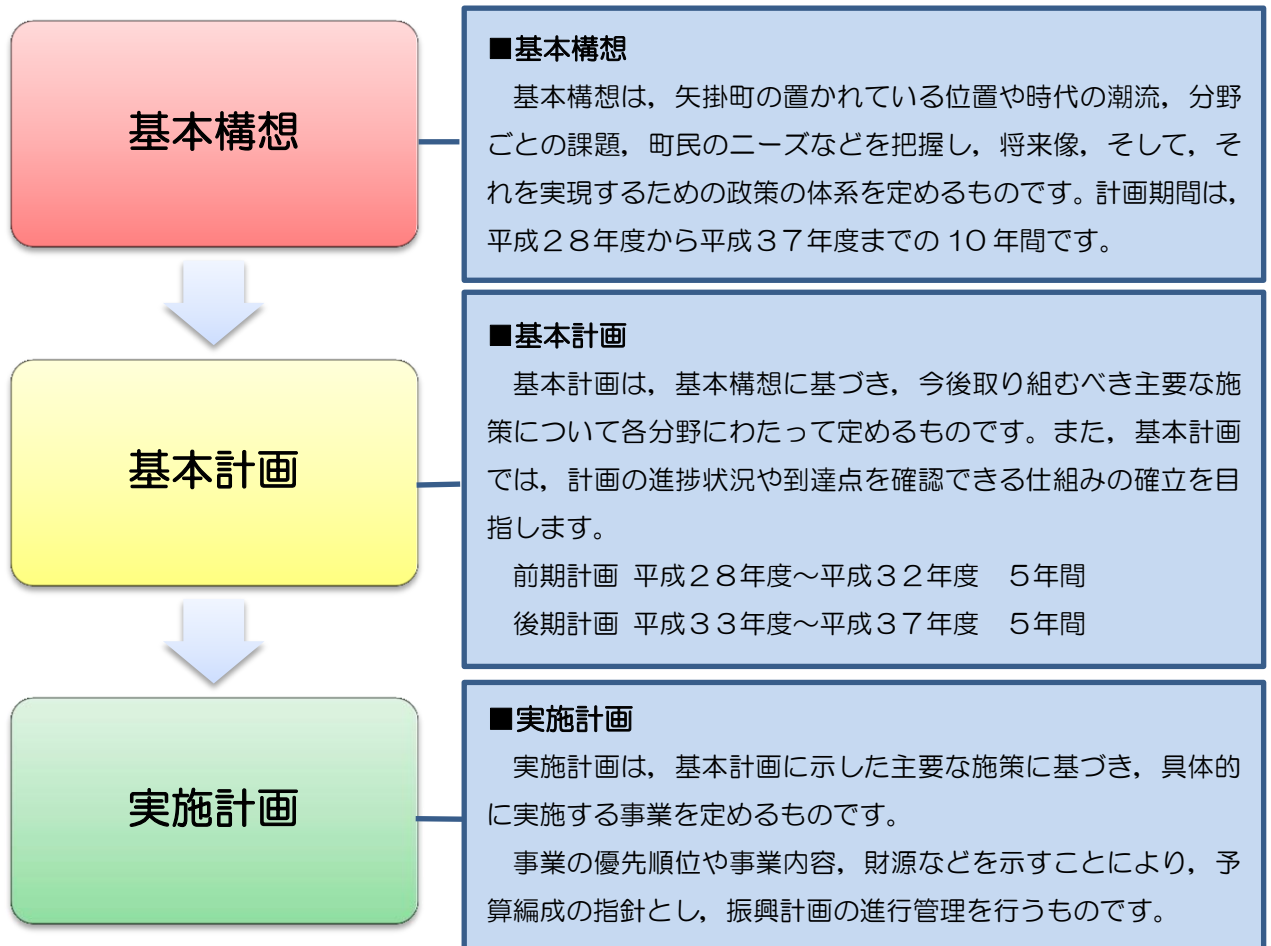
振興計画は、矢掛町が目指す将来像の実現に向けて取り組む内容を定めるとともに、その取り組みが計画的に実施されているかどうかを進行管理し、評価するためのものでもあります。目標を明確にし、その目標の達成状況を測る指標の役割があります。

(3) 第6次矢掛町振興計画の名称

この計画の名称は「第6次矢掛町振興計画」とします。そして、「やさしさにあふれ 歩いてきて げんきなまち」づくりを実現するため「**輝く未来 笑顔あふれるまちづくりプラン**」とします。

(4) 第6次矢掛町振興計画の構成と期間

第6次矢掛町振興計画は、「基本構想」・「基本計画」・「実施計画」から構成されます。それぞれの役割と計画期間は、次のとおりです。



平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 33年度	平成 34年度	平成 35年度	平成 36年度	平成 37年度
基本構想									
基本計画（前期5年）					基本計画（後期5年）				
実施計画 →			実施計画 →						
実施計画 →		実施計画 →							
実施計画 →	実施計画 →								
			□	□					
			□	□					
			□	□					

(2) 矢掛町の歴史とあゆみ

矢掛町には多くの遺跡が残されており、代表的な遺跡として、弥生時代の清水谷遺跡、古墳時代の橋本荒神塚、小迫大塚古墳などがあげられます。飛鳥時代には、地方豪族として下道氏が勢力を持ち、一族出身の吉備真備は、中国の唐へ渡り、政治、学問の知識だけでなく唐の文化や習俗を日本へ伝え、右大臣として中央で活躍しました。その後、奈良時代から平安時代の初めに道が整備されたとき、古代山陽道（大路）が小田川流域を通り、備中国小田駅（毎戸遺跡）が置かれました。そして、江戸時代には矢掛に本格的な宿場が整備されるとともに、小田川を利用した高瀬舟の川湊により陸運・水運の要衝として産業・文化の両面で賑わいました。現在でも本陣・脇本陣をはじめ、本瓦葺・漆喰塗の町家がこの名残をとどめています。

矢掛町の町政の変遷は、明治22年（1889年）、町村制の施行に伴う合併で矢掛村をはじめとする7村が誕生したことによります。昭和29年（1954年）に、矢掛町、美川村、三谷村、山田村、川面村、中川村が合併し、更に昭和36年（1961年）に小田町を編入合併し、現在の矢掛町になりました。

近年では、道路や下水道などの生活基盤の整備、観光拠点としてのやかげ町家交流館や宿泊施設「矢掛屋」の建築などによる商工・観光の活性拠点づくり、企業誘致や宅地分譲、町営住宅及び特定公共賃貸住宅の提供、営農組合等の支援などの農業振興やほ場整備等による農業基盤の充実、やかげ文化センターを拠点とする文化振興事業など、「安心・安全・安らぎ」を実感できる魅力あるまちづくりに向けて計画的に事業展開しており、今後さらなる躍進が期待されています。



(矢掛の宿場まつり「大名行列」の様子)

3. 矢掛町を取り巻く社会背景と課題

振興計画を策定するに当たっては、社会背景と課題を分析し、矢掛町の現状を把握することが重要です。以下に社会背景と課題を記載します。

(1) 人口減少・少子高齢化社会の進行

出生率の低下により我が国の人口は減少しており、少子化が深刻化しています。矢掛町のような中山間地域での人口減少は、都市圏への人口流出も加わり急速に進んでいます。また、高齢化も進んでおり、国立社会保障・人口問題研究所が公表している日本の将来推計人口によると、平成37年には65歳以上の高齢者が総人口に占める割合が約30%となり、国民の3人に1人が高齢者となる社会が到来すると推計されています。

こうした人口減少・少子高齢化社会の進行により、労働力の減少や地域活力の低下、社会保障費の増加など様々な影響が懸念されます。今後は、少子化の進行を抑制するため、社会全体で子育てを支援する仕組みを構築するとともに、高齢者が健康に暮らし、それぞれの能力を生かして活躍できる社会を構築していく必要があります。

(2) 安全や安心に対する意識の高まり

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、大規模地震とそれに伴う津波により、甚大な被害となりました。さらに、集中豪雨等による河川の氾濫や土砂災害が日本各地で発生し、水害等の大規模災害の発生が懸念されています。

更に、交通事故、特殊詐欺、消費者トラブルなどの身近な暮らしの安全・安心を脅かす事故や事件に加え、複雑かつ多様化する社会の中では、今まで想定できなかった事故や事件が発生するなど町民の生活への不安の高まりが懸念されています。

このため、町民や企業と警察・消防署・行政機関が連携し、安全で安心なまちづくりへの取り組みの強化が求められ、地域コミュニティを中心とした地域防災・防犯体制の整備と運用が必要とされています。

(3) 地域の人々の結びつきの重要性

核家族化をはじめとする世帯の多様化、少子高齢化、都市への人口集中などにより人口減少が進行し、人と人、人と地域とのつながりが薄れ、地域の中で助け合ってきた地域社会が衰退し、地域コミュニティの希薄化が社会問題となっています。こうした中で、人々の助け合いの主体として、NPO・ボランティア団体が、災害支援、青少年の健全育成、子育て支援、環境問題など様々な分野で活動する仕組みづくりが求められています。地域の人々のつながりを強めるとともに、人材、施設、資金を有効に活用することにより地域コミュニティの活性化を図っていくことが求められています。

(4) 環境問題への意識の高まり

地球温暖化等の環境問題が深刻化する中で、低炭素社会・循環型社会の構築、自然環境の保全・再生など環境保全への関心が高まっています。また、東日本大震災に伴う原子力発電所の被災は、我が国全体に電力不足という問題を引き起こし、エネルギー政策そのものにも大きな問題を提起しました。豊かな自然環境や生態系を保全・再生するとともに、自然エネルギーの利用、省エネルギーの推進、ごみのリサイクルや減量化など、環境に配慮した低炭素社会・循環型社会の構築に向け、国、地方公共団体、事業者、町民がそれぞれの立場で責任ある行動をしていくことが求められています。

(5) 地方創生・地方分権時代の到来

地方分権は国と地方公共団体の役割を明確にし、地域の実情をよく知る地方公共団体が担う仕組みの構築を進めようとするものです。国から地方公共団体に財源や権限が委譲され、地方公共団体が住民の意見や地域の実情を踏まえて計画策定から施策の実施までを担い、自らの判断と責任の下で地域の実態にあった行政を実現することが可能となります。

また、こうした地方分権改革の推進に併せ、地域の活性化を促進し、地方創生に向けた積極的な取り組みと効率的な体制で地方分権と財政健全化を図る必要があります。

(6) 社会資本の老朽化等への対応

道路や橋梁、上水道施設や下水道施設等は町民の生活基盤として整備されてきました。これら社会資本の老朽化に伴い維持管理費等の財政負担が増加しています。今後は、社会資本のあり方も含め、維持管理や長寿命化を総合的に行う必要があります。

【用語解説】

★低炭素社会

二酸化炭素の排出を削減し、二酸化炭素の排出量が少ない社会

★循環型社会

有限である資源を効率的に利用・再生産し、持続可能な形で循環させながら利用していく社会

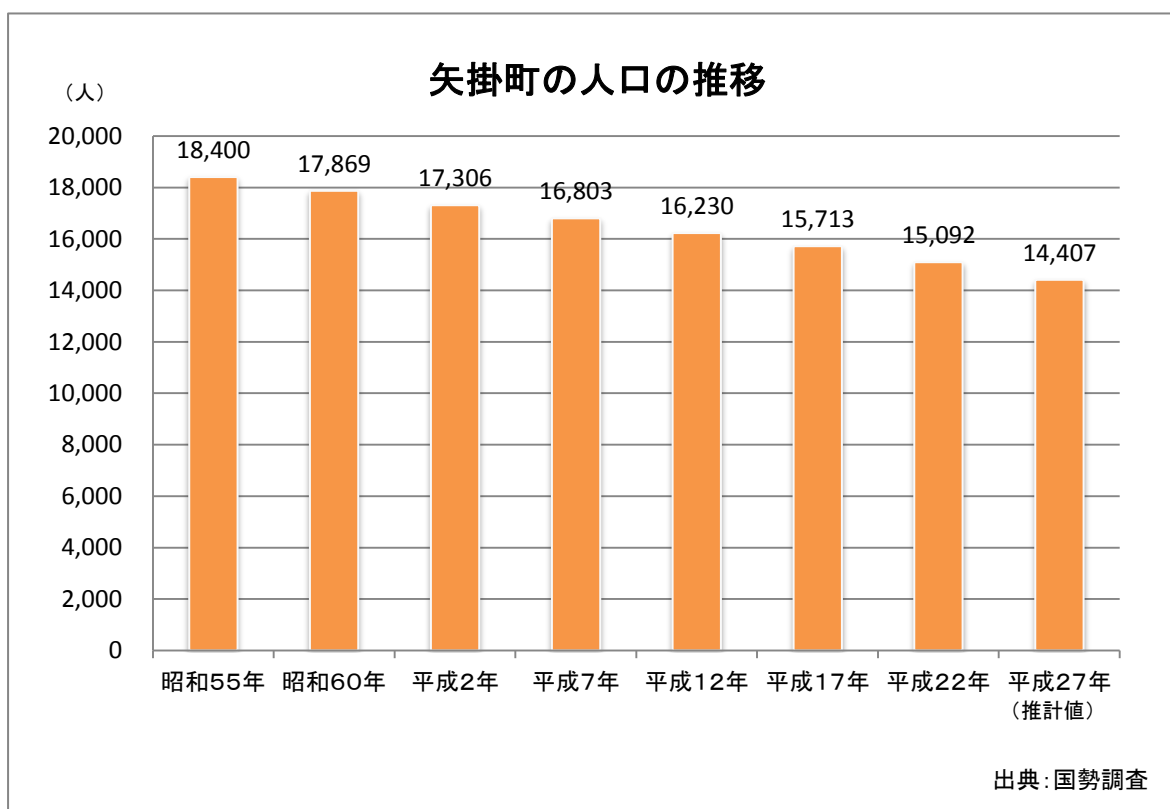
4. 矢掛町の人口の推移と産業人口

国勢調査による平成22年(2010年)の矢掛町の人口は15,092人(男7,095人,女7,997人)となっており,前回調査の平成17年(2005年)の人口15,713人と比較して621人(3.96%)減少しています。

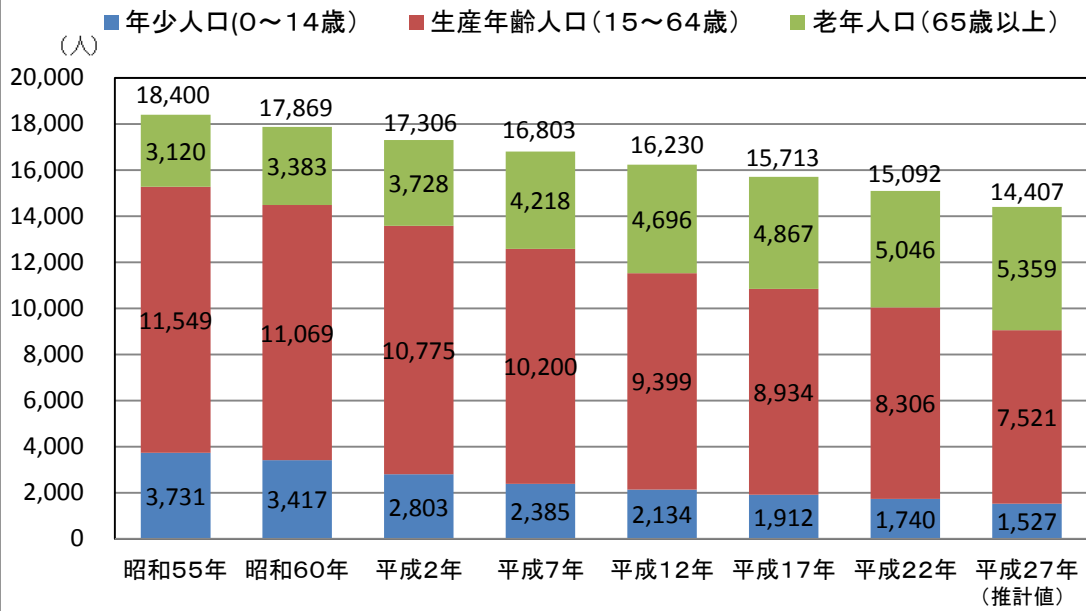
世帯数は平成22年(2010年)には4,947世帯となっており,平成17年(2005年)の世帯数4,910世帯と比較して37世帯(0.75%)増加しています。

このことから,人口は減少傾向にあるが世帯数は増加傾向にあり,世帯の少人数化(核家族化)が進行していると思われます。また,1世帯当たりの人員については,昭和55年の3.86人から平成22年3.05人にまで低下しています。年齢別人口構成比の推移を見ると,0~14歳の年少人口は昭和55年の20.3%から平成22年の11.5%と減少し,逆に65歳以上の老年人口は昭和50年の17.0%から平成22年の33.4%と増加しています。また,15~64歳の生産年齢は,昭和55年の62.8%から平成22年の55.0%と減少しています。また,合計特殊出生率も年々減少し,平成22年の1.40から26年には1.28に減少しています。

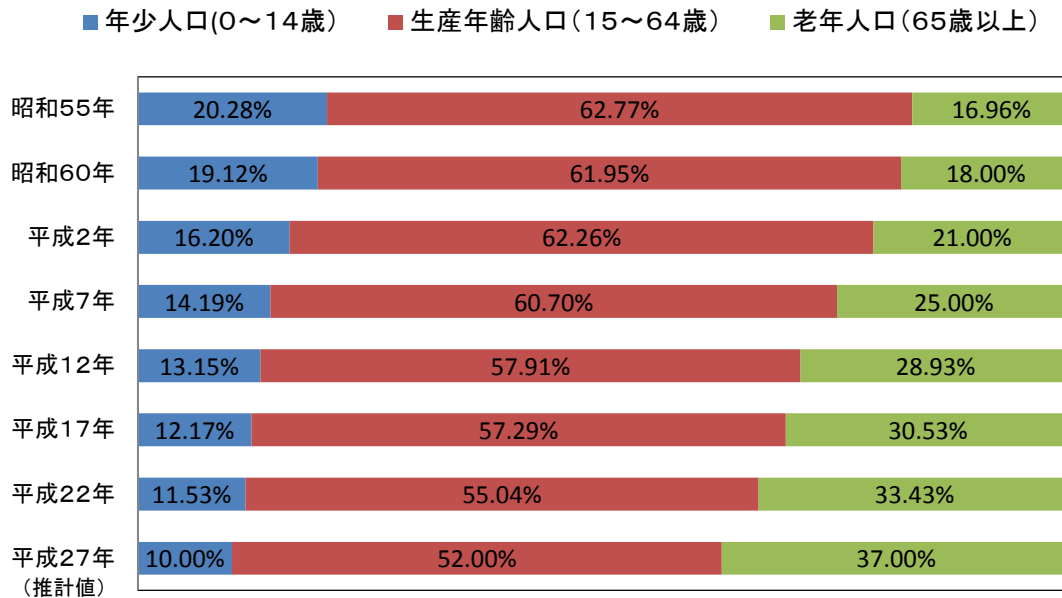
また,15歳以上就業者は,平成2年の9,532人から20年後の平成22年には6,800人へと大幅に減少(▲2,732人)しています。産業別就業人口を見ると,人口減少に伴い,第1次産業,第2次産業,第3次産業ともに就労人口は減少傾向にあります。



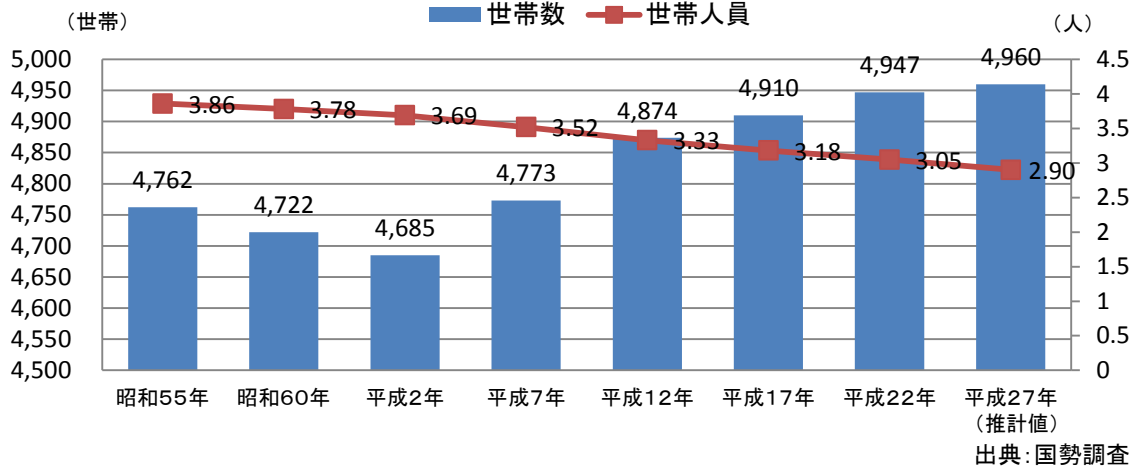
年齢別人口の推移



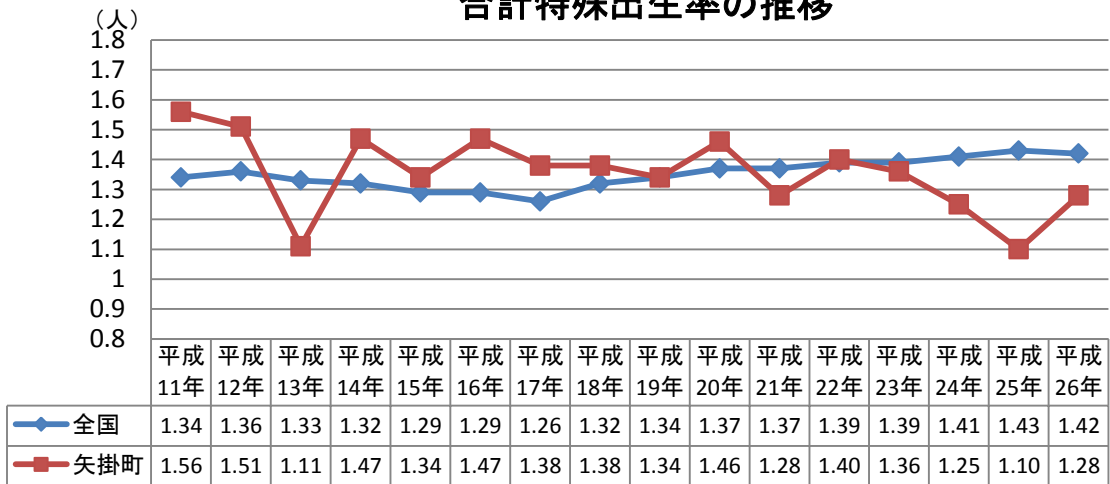
年齢別人口構成比の推移



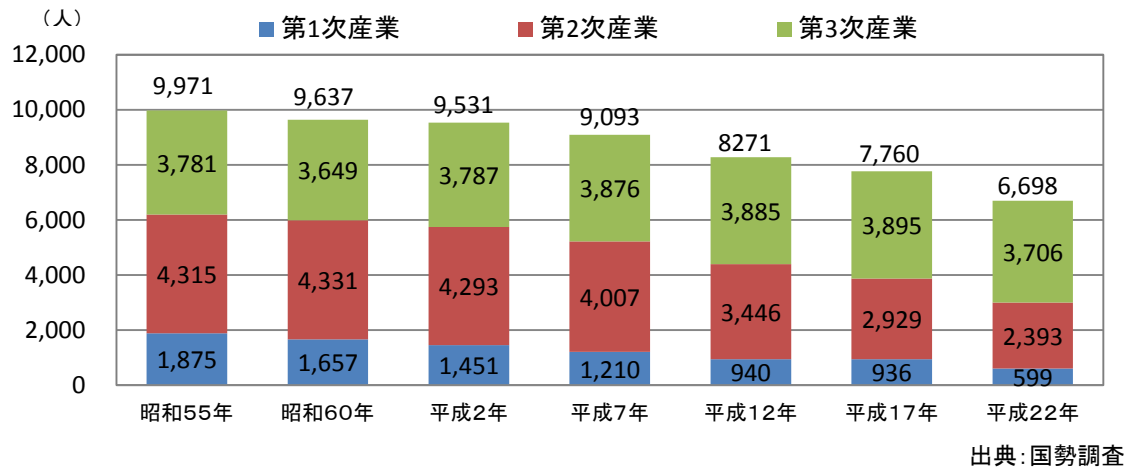
世帯数及び世帯人員の推移



合計特殊出生率の推移



就業者数の推移



5. 人口減少社会におけるまちづくりの課題

第6次矢掛町振興計画策定の背景となる人口減少社会と社会情勢や矢掛町の地域の現況・特性から、これからのまちづくりにおいて解決していくべき課題を整理します。

【課題1】町民の自主性を活かしたまちづくり

町民の自主性を活かしたまちづくりを実践していくため、町民一人ひとりが少子高齢化と人口減少問題に真摯に取り組み、協働事業により地域活動を推進するとともに、まちづくりの担い手となる人材や団体・組織の育成が求められています。また、行政と町民が自助・共助・公助の考えの基に補完関係を維持することが求められています。

【課題2】町民と行政の信頼関係の強化

町民と行政の信頼関係を強化するため、情報の共有化を図るとともに、職員の意識や能力の向上を図ることが求められています。また、持続可能なまちづくりを行うためには、効果的・効率的な行政運営の実施が求められています。

【課題3】学校教育の充実と生涯学習の推進

家庭や学校、地域など様々な場所で行われる教育の取り組み充実のため、地域と行政が協力し、学校教育及び社会教育環境の整備が求められています。また、生涯学習としての文化・スポーツ学習活動などの機会の拡充が求められています。

【課題4】結婚・出産・子育て環境の充実

家庭や学校、地域住民などと行政が協力し、子育て支援施策の拡充や家庭・地域の教育力の向上を図るとともに、結婚意識の啓発と出会いの提供と子どもを安心して産み、安全に育てられる環境づくりが求められています。

【課題5】笑顔で健康に暮らせるまちづくり

健康であることはすべての人の願いです。高齢社会の中で笑顔で健康に暮らすためには健康寿命の引上げが必要です。また、地域医療の充実が生活に安心を与えてくれます。

また、高齢者や障がいのある人、外国人など年齢や生活習慣などの違いによらず、誰もが地域で支えあいながら、健康的に暮らすことができるまちづくりが求められています。

【課題6】快適な生活基盤の整備

快適で住みやすい生活基盤の計画的な整備と維持を行うことが求められています。また、道路・公園・上水道・下水道等の社会資本整備も充実し、今後は、維持管理及び更新が重要になってきます。更に社会資本の維持管理・更新を行っていくにあたり、総合的かつ計画的な管理を行うことが求められています。

【課題7】安全で安心できる暮らしの確保

災害や犯罪、事故などの生活環境の不安を軽減し、町民が安全に安心して暮らすことができるまちづくりが求められています。

【課題8】まちの魅力アップと賑わいの創出

本陣や脇本陣などの町が誇る歴史的・文化的資源や豊かな自然を観光資源として活用し、新たな観光の魅力化と観光産業の振興による賑わいの創出が求められています。町民の生活・交流の拠点整備・地域の活気や賑わいを創出し、まちの魅力を高めていくことが求められています。

更に、矢掛町の経済力を高めるため、農業及び産業の振興と創業支援を図ることが求められています。

【課題9】環境に配慮した持続可能なまちづくり

矢掛町が将来にわたり持続的に発展していくため、地球規模で深刻化する環境問題に対応した公害のない低炭素循環型社会を推進し、町内の自然環境を保全しながらまちづくりをすることが求められています。

【第2編 基本構想】

1. まちづくりの基本理念

「ひとが輝き☆ 地域が輝き☆ まちが輝き☆ 笑顔あふれるまちづくり」

第6次矢掛町振興計画の策定にあたり、「ひとが輝き☆ 地域が輝き☆ まちが輝き☆ 笑顔あふれるまちづくり」を基本理念と定め、人口減少社会に対応しながら今後10年間のまちづくりに取り組みます。

笑顔でひとが輝くまちづくり

町民一人ひとりが健康で安心して安全に生活し、自己実現に向けて自己啓発し、自己の活力を地域やまちづくりに生かし、笑顔あふれる人間関係を築いていくことができるまちづくりを推進します。

生き活きと地域が輝くまちづくり

町民が地域で活動し、暮らしやすい魅力あるまちづくりを目指し、地域住民と行政による協働のまちづくりを推進します。

賑わいでまちが輝くまちづくり

町民が、豊かな自然、歴史・文化資源を最大限に活用し、賑わいと活気を生み出すとともに、「住みたい・住んでよかった」「訪れてみたい・訪れてよかった」と実感できるまちづくりを推進します。

2. まちの将来像

やさしさにあふれ

かいてきで

げんきなまち

矢掛の豊かな自然の中で、安全で快適な生活を送ることは町民の願いです。まちづくり懇談会や住民意識調査からみる町民が望む矢掛町の将来像は、「福祉が充実したまち」「企業誘致・起業支援によるまち」「事故や犯罪が少ない安全なまち」「教育や文化活動が充実したまち」「町民同士のふれあいを感じられるまち」「資源を活かした観光のまち」です。

このような町民の願いを実現するために、第5次矢掛町振興計画のまちの将来像「やさしさにあふれ かいてきで げんきなまち」を引き続き第6次矢掛町振興計画のまちの将来像とし、この将来像を実現するために、ひと・地域・まちが輝き、笑顔があふれるまちづくりを目指していきます。

3. 将来人口

(1) 定住人口

矢掛町の人口は、少しずつ減少を続けています。国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、今後も矢掛町の人口は減少傾向で推移し、少子高齢化と生産年齢人口の減少が更に進行すると推計されています。

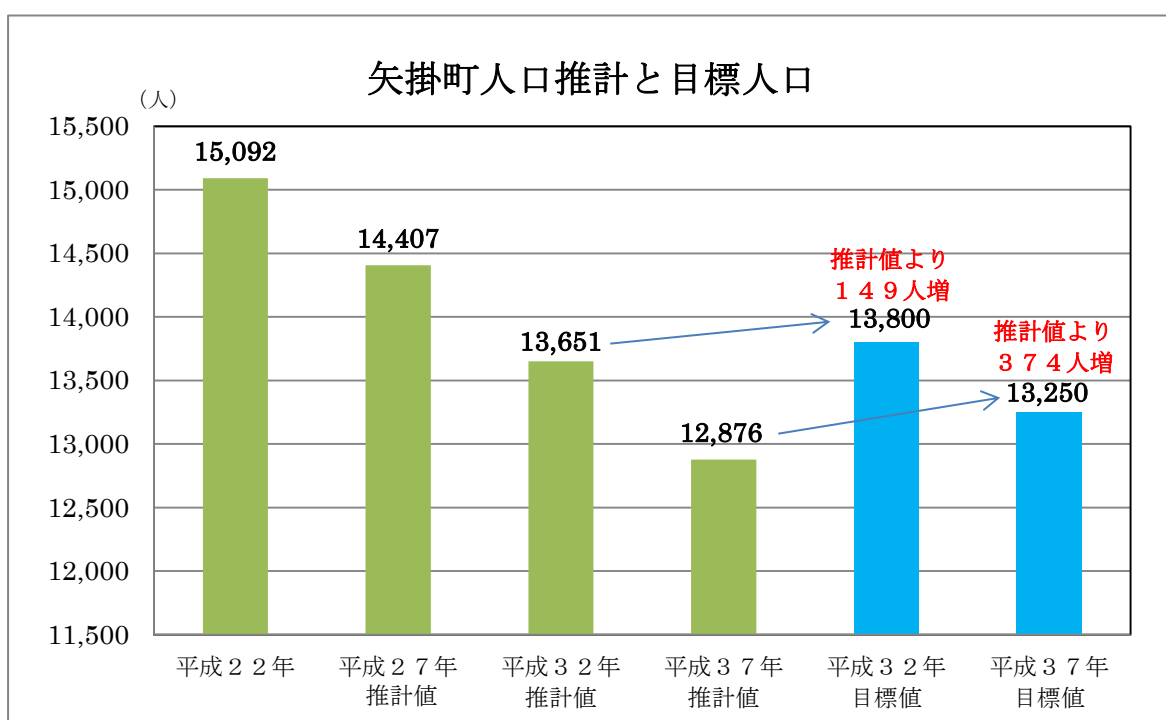
基本構想では、少子化・子育て支援、教育の充実、福祉の充実、産業・観光の振興、居住環境の整備、防災・防犯対策などの施策に取り組むことにより、矢掛町への移住と定住を促進し、人口減少に歯止めをかけ人口増につなげていくことを目標とします。

少子化対策及び移住定住促進施策の実施により、平成37年の推計値より約370名の人口増を目指し、平成37年の目標人口を13,250人と定め、町民の積極的な参画のもとに、住みたいまち・住んでよかったまちづくりを推進していきます。

【矢掛町人口の推計】 ※人口推計データについては、国立社会保障人口問題研究所の推計による

	平成22年	平成27年	平成32年	平成37年
矢掛町推計	15,092人	14,406人	13,651人	12,876人
目標人口	—	—	13,800人	13,250人

【矢掛町人口推計と目標人口グラフ】



(2) 交流人口

人口減少や少子高齢化による家族構成の変化やインターネット等の普及による情報化社会の進展，更には定年退職世代の増加や企業の休暇制度拡充などの社会環境の変化に伴い，人々の観光へのニーズや旅行形態も多様化しています。自然環境や非日常的な生活を実感したり，地域の人々との交流や一緒に作業をする実体験を求める着地型観光や健康食やリラクゼーション等に目的を特化した付加価値のある旅行など観光の潮流は大型観光ツアーから，個人での小規模型観光へと変化しています。こうした状況は，観光資源に恵まれない地域にとって，新しい観光の形を創出し，観光事業振興と交流人口を獲得する好機であります。

また，観光振興による交流人口の増加だけでなく，地域間交流を促進し，交流人口が増すことで地域経済も活性化することが見込まれます。交流人口の増加は新たな産業の育成や雇用の増加にも繋がり，定住人口の増加への波及も期待されます。そして，地方創生の時代が到来し，都会の若い世代の人々が中山間地域である地方で働き，生活する機会を提供し，移住を促進することが求められています。

矢掛町では，本陣・脇本陣等の歴史的観光地，亀島キャンプ場や水車の里等の着地型観光地，運動公園や海洋センター等のスポーツ施設，文化センターなどで開催するイベント等により多くの人々が訪れています。また，観光の拠点となる「やかげ町家交流館」や宿泊施設「矢掛屋」を整備し，町内での宿泊滞在も可能となり，町の魅力化に努めてきました。今後もこれらの魅力ある観光資源を磨き，積極的な宣伝活動を行うとともに，新たな賑わいや特産品の創出により町の魅力化を推進し，訪れる人々の満足度の向上を促進し，年間交流人口40万人を目指します。



(観光の拠点となる「やかげ町家交流館」)

4. 土地利用方針

土地利用は、「生活の基盤」・「農林業の生産基盤」・「商工業の活動基盤」・「自然環境保全」の4つに分類されます。矢掛町の目指すべき将来像を実現するために、4つの区分の土地利用が相互に調和を保ち、町民が安心して快適に暮らすことができるまちづくりを進めていくために計画的な土地利用を進めていきます。

■生活基盤としての土地利用

町民が健康で文化的な生活をする上で、住宅用地の確保と道路などの基盤整備は不可欠であり、維持管理などのコスト削減や環境負荷を抑える効率的な土地利用が求められています。また、安心して生活するために、災害に対する防災対策などが合わせて求められています。町内における地理的条件、特性などを踏まえて、用途区分を適切に運用することに努めます。

■農林業基盤としての土地利用

農地は、農産物の生産基盤であるだけでなく、遊水池的機能などの防災機能や生態系の維持機能などの役割を担っています。農地の持つ多面的な機能を活かしながら産業基盤としての土地利用との調和に努めます。

また、山林も保水機能を有しており、防災面及び生態系の維持機能等の役割を担っており、適正な管理に努めます。

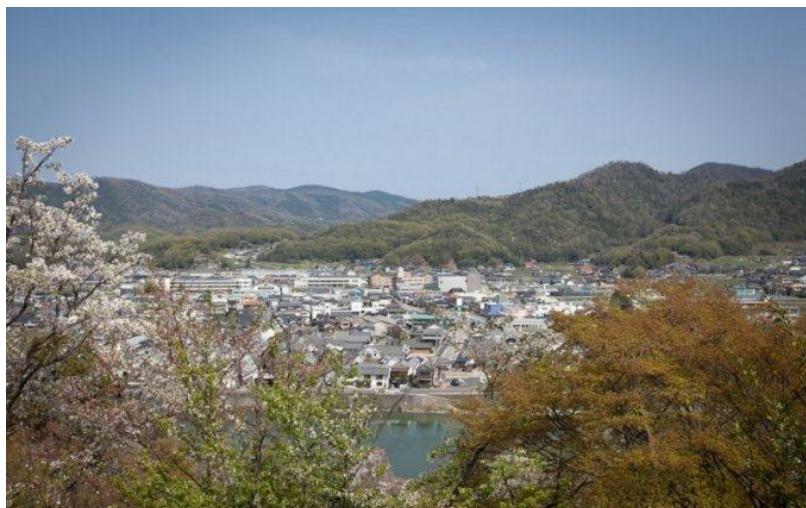
■商工業基盤としての土地利用

商業・工業等の活動基盤となる土地利用については、住環境との調和を図りながら積極的に企業誘致活動を推進し、企業が進出しやすい環境整備に努めます。

■自然環境保全としての土地利用

矢掛町の景観や自然の豊かさである森林や河川などの自然環境は、生活に潤いを与えるだけでなく、環境保全や防災、景観形成などの機能面からも大きな役割を果たしています。

町内の貴重な森林・河川等を保全し、山や水辺などの自然環境の確保に努めます。



(嵐山から望む矢掛の町並み)

5. 将来像実現のための目標

人口減少社会の中で、まちの将来像を実現するために、次のとおり5つの重点目標と8つの基本目標を定め、矢掛町の誇りである豊かな自然と歴史的・文化的資源の中で「ひと」や「地域」や「まち」が輝き、いつまでも住み続けたいと思える郷土を守り、未来の世代に引き継いでいくまちづくりを町民と行政がともに力を合わせて進めていきます。

(1) 重点目標

【重点目標1】

地域の自主性を生かした協働による地域づくりの推進

町民と行政が「共にまちづくりを担う」という意識を持って、「自助・共助・公助」のもと、住民参加型の公共サービスに取り組み、暮らしやすい魅力あるまちづくりを目指します。

【重点目標2】

学ぶ環境づくりと教育の総合的な推進

家庭、学校、地域が連携し、子どもたちの基礎学力の向上を図るとともに、豊かな心を育み、地域で活躍できる人材の育成に取り組みます。さらに、健全な食生活の実現、食文化の継承、健康の確保等が図れるよう、幼児期からの健康な食生活と食習慣の確立に努めます。

また、生涯学習を推進し、文化・スポーツの振興を図り、誰もが学べる仕組みづくりを目指します。

【重点目標3】

安心して子どもを産み育てることができる子育て環境の整備と福祉制度の拡充

子育て世代の移住及び定住促進のため、結婚意識の啓発と出会いの機会を増やすとともに、子どもを産み育てる環境の充実と、社会全体で子育てをサポートする体制づくりを推進し、「子どもを産み育てやすいまち」を目指します。

高齢者などのすべての人が健康で快適に暮らせる環境整備を目指します。

【重点目標4】

安全かつ快適に暮らすための生活環境の整備と防災機能の拡充

循環型社会形成のためごみのリサイクル推進と減量化に向けた意識啓発を行うとともに、ごみの減量化の推進に努めます。

快適な生活環境の確保のため、道路等の生活基盤整備及び適正な維持管理を行うとともに、長寿命化を図ります。

各種団体や地域住民と協力し、地域コミュニティでの防犯・防災活動への取り組み促進を目指します。

【重点目標5】

新たな雇用の創出と歴史的・文化的資源等を活用した観光振興による賑わいの創出

企業誘致・起業支援や農業の6次産業化の推進による若者の新たな雇用の創出と、豊かな自然や矢掛本陣・脇本陣などの歴史的・文化的資源等の活用により町民の交流や観光客・来訪者を増やして賑わいの創出を目指します。

(2) 基本目標

【基本目標1】 地域コミュニティの育成と協働による活力あるまちづくり

町民と行政が互いに情報を共有しながら、行政だけでなく地域コミュニティやNPOなどの多様なまちづくりの担い手との協働を促進し、地域の課題の解決に向けた取り組みとして、地域活動を支援し、地域のつながりづくりを推進します。

行財政改革を更に進め、事務事業の効果的かつ効率的な実施を推進し、社会の動向に対応できるよう職員の意識改革、能力向上など人材育成に努めます。

公共施設の維持管理・更新について現状を把握し、整理・評価した上で適切な管理に努めます。

【基本目標2】 互いを思いやり、笑顔あふれるまちづくり

町民一人ひとりの人権が尊重され、やさしさあふれるまちづくりの実現を目指して、人権教育の充実・啓発に努めます。

地域の活性化には女性の活躍が必要であり、女性の社会進出を推進し、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを推進します。

国際化の進行により外国文化への理解と語学力の充実が必要であり、国際教育の機会の提供に努めます。

【基本目標3】 未来を担う次世代を育み、自己啓発を進めるまちづくり

学校において基礎的な学力や自ら学び考える力などの確かな学力、他を思いやる心や郷土を愛する心などの豊かな心、健康や体力、学力の向上と郷土愛の育成を推進します。

町民が生涯にわたって学ぶことを楽しみ、人と人との交流を推進するとともに、互いの人格を尊重し、支え合うことができる社会の実現に向けた取り組みを推進します。

子どもたちの多様な体験活動を促進し、心身ともに健全な青少年育成に努めます。

健康づくりの推進、体力・運動能力の向上に向け、町民が生涯にわたりスポーツを楽しむよう活動の機会の提供と紹介や施設の適切な運営に努めます。

豊かな自然に包まれたまちの歴史・文化を学び、郷土の誇りを育む施策を推進します。

読書環境の充実を図るとともに、町民が読書に親しむ機会や環境づくりに努めます。

【基本目標4】人にやさしく、健やかに暮らせるまちづくり

結婚希望者が求める出会いの機会の創出と少子化社会の中で多様化する保育ニーズに対応するため、「結婚・出産・子育てするなら矢掛がいいね」を合い言葉に、結婚・出産・子育てがしやすい環境づくりを推進します。

少子高齢化社会の中で、子どもから高齢者まで健康で生きがいを感じながら、快適に暮らすことができるよう努めます。

障がいのある人の社会参加を促進するため、障がいのある人もない人も地域でともに生活できる社会づくりに向けた取り組みを推進します。

町民が元気で快適に暮らすため、予防医療事業や健康づくり事業を推進します。

【基本目標5】快適な生活環境づくりを進めるまちづくり

道路の整備を推進し、自動車での移動時間の短縮と安全性を確保するとともに、歩行者の安全性や快適性の向上を図り、生活道路への交通安全施設などの設置に努めます。

公共交通については、地域特性や利用者の要望を把握し、利用しやすい公共交通網の構築を検討します。

上水道については、安定供給を継続し、下水道については、加入促進、更に水洗化の促進を推進します。

【基本目標6】安全で安心を実感できるまちづくり

安全な生活を維持するため、自主防災組織の整備と消防団活動による防災対応力の強化を推進します。

町民が安心して生活が営めるよう交通安全・防犯の啓発、見守り組織の育成、消費者被害の防止など地域での相互扶助に取り組みます。

【基本目標7】産業の振興で賑わうまちづくり

中小企業の基盤強化や支援を拡充し、商工業の振興を図るとともに、新たな産業の育成、企業の誘致を進め、地域経済の活性化及び雇用の創出に努めます。

農業の担い手の育成や農業経営の効率化の推進を図るとともに、「儲かる農業」の仕組みづくりに努めます。

豊かな自然や歴史的・文化的資源を生かした特徴ある観光振興と観光創出に努めます。

【基本目標8】自然と共生する美しいまちづくり

恵まれた自然を守り、良好な生活環境を確保するため、町民一人ひとりから企業、行政に至るまで環境美化及び公害に対する意識向上を目指した更なる啓発に取り組みます。

基本構想（平成28年度～平成37年度）の体系一覧

基本理念	ひとが輝き☆ 地域が輝き☆ まちが輝き☆ 笑顔あふれるまちづくり		
町の将来像	 さしさにあふれ  いてきで  んきなまち		
重点目標 1	地域の自主性を生かした協働による地域づくりの推進	■基本目標 1	地域コミュニティの育成と協働による活力あるまちづくり
		施策 1-1	協働の推進
		施策 1-2	地域コミュニティの育成
		施策 1-3	健全な行政運営の推進
		■基本目標 2	互いを思いやり、笑顔あふれるまちづくり
		施策 2-1	人権の尊重
施策 2-2	男女共同参画の推進		
施策 2-3	国際化社会への対応		
重点目標 2	学ぶ環境づくりと教育の総合的な推進	■基本目標 3	未来を担う次世代を育み、自己啓発を進めるまちづくり
		施策 3-1	幼児教育の充実
		施策 3-2	学校教育の充実
		施策 3-3	学校給食の充実
		施策 3-4	生涯学習の推進
		施策 3-5	スポーツ活動の推進
		施策 3-6	文化の振興
重点目標 3	安心して子どもを産み育てることができる子育て環境の整備と福祉制度の拡充	■基本目標 4	人にやさしく、健やかに暮らせるまちづくり
		施策 4-1	健康づくりの推進
		施策 4-2	地域福祉推進体制の充実
		施策 4-3	高齢者福祉の充実
		施策 4-4	障害者福祉の充実
		施策 4-5	結婚活動の支援
		施策 4-6	子育て環境の充実
		施策 4-7	ひとり親家庭支援の充実
		施策 4-8	生活（低所得者）福祉の充実
		施策 4-9	社会保障・介護保険の充実
		施策 4-10	国民健康保険制度の充実
		施策 4-11	救護施設の充実
		施策 4-12	介護老人保健施設の充実
		施策 4-13	地域医療体制・救急体制の充実
重点目標 4	安全かつ快適に暮らすための生活環境の整備と防災機能の拡充	■基本目標 5	快適な生活環境づくりを進めるまちづくり
		施策 5-1	適正な土地利用の推進
		施策 5-2	効率的な水利用の促進
		施策 5-3	快適な生活空間の整備
		施策 5-4	住み続けられる環境の整備
		施策 5-5	住環境整備の推進
		施策 5-6	上水道施設の整備
		施策 5-7	下水道施設の整備
		施策 5-8	道路の整備
		施策 5-9	河川の整備
		施策 5-10	公共交通の充実
		■基本目標 6	安全で安心を実感できるまちづくり
		施策 6-1	循環型社会形成の推進
		施策 6-2	消費生活の安全と向上
		施策 6-3	交通安全対策の充実
施策 6-4	消防・防災体制の充実		
施策 6-5	防犯対策の推進		
重点目標 5	新たな雇用の創出と歴史的・文化的資源等を活用した観光振興による賑わいの創出	■基本目標 7	産業の振興で賑わうまちづくり
		施策 7-1	農林業の振興
		施策 7-2	商業の振興
		施策 7-3	工業の振興
		施策 7-4	観光の振興
		■基本目標 8	自然と共生する美しいまちづくり
施策 8-1	環境保全対策の推進		

【第3編 前期基本計画】（平成28年度～平成32年度）

■重点目標1 地域の自主性を生かした協働による地域づくりの推進

基本目標1 地域コミュニティの育成と協働による活力あるまちづくり

施策1-1 協働の推進

【現状と課題】

まちづくりの基本は、その主体である町民が自ら考え、自ら行動することにあります。地域の「自己決定と自己責任」が求められ、地域住民の意志に基づいた地域コミュニティ運営と地域の特性を活かしたまちづくりが重要となっています。また、多様な人が参画し、地域社会を支える仕組み作りが必要となっています。

町民の意見を反映し、町民主体のまちづくりを推進していく上で、広聴広報においては、広報紙やホームページを中心とする広報活動を推進するとともに、各種メディアを活用した広報活動を行っています。また、各地区で開催する町政懇談会や電子提案箱、広報紙での提案募集等により町政に対する意見を聴取するなど、広聴活動にも努めています。

更に、矢掛町情報公開条例及び矢掛町個人情報保護条例のもと、情報公開及び個人情報保護の適正な運用を推進しています。各種審議会や委員会などにより、住民参画による計画策定及び推進など、多様な参画・協働の仕組みづくりに努めています。今後は、これまでの取り組みを更に発展させ、町民等と行政の協働体制の確立に向けた多様な取り組みを一層積極的に進めていくことが必要です。

【施策の方向】

1 町民参画の仕組みづくり

町民の多種多様なニーズや課題に対応し、町民の意見や発想を起点とした行政の推進に向け、各種計画の策定における委員会設置、意識調査やアンケート等を活用し、町民がまちづくりに自主的・積極的に参加するための仕組みづくりや体制づくりを図ります。

2 町民団体、ボランティア・NPOなどの育成・支援

多様な町民団体・ボランティア・NPOなどの自主的な活動を育成・支援するほか、町民が活動に参加しやすい環境づくりに努めます。

3 広報・広聴活動の充実

広報紙やホームページの内容充実を図るとともに、政策・施策に町民の意見・アイデアを積極的に取り入れるため、広報紙やホームページを活用した意見聴取、各種アンケートの実施や各種メディアにおける広聴活動など、町民と行政の情報交換を積極的に進めます。

4 情報の提供と共有

町民への情報公開と説明責任を果たし、行政運営の透明性の確保を図るため、矢掛町情報公開条例及び矢掛町個人情報保護条例に基づき、円滑な情報公開と適切な個人情報保護を推進します。

【具体的な取り組み】

- ◆まちピカ応援事業の一層の普及推進
- ◆NPO活動支援・活動相談の推進

【目標指標】

目標指標	H26 実績値	H32 目標値	H37 目標値	関連事業名
まちピカ応援事業	96 団体	120 団体	145 団体	まちピカ応援事業
NPO団体数	4 団体	5 団体	6 団体	協働のまちづくり事業
ホームページアクセス件数	88,369 件/年	100,000 件/年	120,000 件/年	公聴広報事業

【用語解説】

★NPO

non-profit organization の略。民間非営利団体。政府や企業などではできない社会的な問題に、非営利で取り組む民間団体

施策 1-2 地域コミュニティの育成

【現状と課題】

矢掛町のコミュニティ組織は、7つの自治協議会を中心に、町内会をはじめ様々な地域活動団体が組織されており、各地区に環境保全や美化活動、青少年の健全育成活動などが活発に行われています。しかし、少子高齢化の進展に伴い、活動内容や活動規模に限界を感じている地域もあります。

町民一人ひとりがコミュニティ活動に積極的に参画する環境と自助・共助・公助の理念に基づいてコミュニティ活動を推進するリーダーを育成することが重要な課題になっています。

【施策の方向】

1 コミュニティ活動意識の醸成

コミュニティ活動の意義を理解してもらい、多くの町民がコミュニティ活動に参画できるよう情報提供に努めます。また、町内会への加入やコミュニティ活動への参画を呼びかけ、活動を通して自分の住んでいる地域を大切に思う意識を醸成します。更に、コミュニティの自主的な活動を促進するため、地域における指導者の育成に努めます。

2 コミュニティ組織の育成支援・連携強化

防災・防犯・環境・福祉などのコミュニティ活動に様々な支援を行うことで、いきいきとした元気な地域をつくります。自治協議会等と連携し、町内会未加入世帯が町内会に加入しやすい環境をつくります。

3 コミュニティ施設の整備・充実

コミュニティ活動の拠点となる公会堂等の集会施設の整備補助金の周知を進め、地域住民による自主的な管理・運営を促進します。

【具体的な取り組み】

- ◆地域コミュニティに関する広報啓発・リーダーの育成・発掘
- ◆地域活動の情報発信の推進
- ◆地域コミュニティの利用しやすい補助制度の検討
- ◆分野コミュニティ等との連携の推進
- ◆公会堂等集会施設整備事業の推進

【目標指標】

目標指標	H26 実績値	H32 目標値	H37 目標値	関連事業名
公会堂等集会施設整備事業（実施件数）	112件	142件	167件	公会堂等集会施設整備事業

施策 1-3 健全な行政運営の推進

【現状と課題】

矢掛町では、これまでの行財政改革の取り組みにより、職員数の削減や業務委託、電算システムの活用など、効率的な行政経営に成果を挙げるとともに、中期的な財政計画により安定した財政運営をしてきました。

人口減少と社会情勢の急速な変化に伴い、行政ニーズは更に多種・多様化していくことが予想されます。また、景気の低迷や地方創生・地方分権の推進などにより、地方主導で事業が展開されることが予測され、今後の財源確保は極めて重要な課題であり、財政改革にこれまで以上に取り組むことが必要です。町民に信頼され、安心できる行財政運営を推進するため、費用対効果を考えながら行政サービスの向上に努める必要があります。

【施策の方向】

1 計画的・効果的な行政の推進

振興計画に基づく政策・施策を計画的かつ効果的に実施するため、PDC Aサイクルによるマネジメントをより一層推進し、振興計画の進捗管理を行います。

2 健全な財政基盤の確保

歳入（見込み）や矢掛町の財政規模に見合った予算編成を行うための歳入・歳出の改革に取り組むとともに、地方債の残高の適正な管理を行うなかで、効果的な時期に繰上償還を実施するなど、財政規律を遵守した財政運営を行います。

3 効果的・効率的な財政運営の確立

財政状況の分析・公表を積極的に行うとともに、事業効果や費用対効果などに応じた重要度や緊急度を総合的に勘案し、事業の重点化・選別化を図りながら、選択と集中による財政運営を行います。

4 人材の育成及び教育

職員一人ひとりが持つ能力を最大限に発揮できる人事制度の運用を行います。職員研修の充実を図り、職員の自覚を促し、個々の自主性を育成することに努めます。また、客観性及び透明性の高い人事評価制度を推進し、職員の実績や努力に応えることで、更にモチベーションを高め、組織としての総合力の向上を図り、地方分権時の担い手にふさわしい人材の育成を図ります。

5 公共施設の維持管理・更新

全ての公共施設の現状を調査し、人口減少社会を勘案し修繕及び長寿命化に要する費用の算出や優先順位を決定するほか、建替え・統廃合についても検討を行い、適正な保全計画を策定するよう努めます。

6 広域行政の推進

広域的な行政課題については、周辺市町と連携して効率的な行政運営を図りながら解決に向けて取り組みます。

【具体的な取り組み】

◆公共施設等総合管理計画の策定

【目標指標】

目標指標	H26 実績値	H32 目標値	H37 目標値	関連事業名
経常収支比率	85.2%	85.0%	85.0%	—
実質公債費率	9.0%	8.1%	8.0%	—
基金残高	69億円	62億円	60億円	—
職員に対する庁内研修 への参加人数	294人/年	325人/年	355人/年	人材育成事業

【用語解説】

★PDCAサイクル

PDCAは、**plan-do-check-act** の略。事業を円滑に進めるための業務管理 手法

- (1) 業務の計画 (**plan**) を立てる
- (2) 計画に基づいて業務を実行 (**do**) する
- (3) 実行した業務を評価 (**check**) する
- (4) 改善 (**act**) を検討し、次の計画に役立てる

■重点目標 1 地域の自主性を生かした協働による地域づくりの推進

基本目標 2 互いを思いやり、笑顔あふれるまちづくり

施策 2-1 人権の尊重

【現状と課題】

矢掛町では、平成9年に「人権尊重の町宣言」をするなど、すべての人々の人権が尊重される社会の実現に向け、国・県・関係機関や町民と連携し、総合的に人権施策の推進に努めています。その結果、人権についての理解が進むとともに、人権教育推進体制が整備されるなどの成果が上がっています。しかしながら、社会状況の急速な変化に伴って、子どもや高齢者等への虐待、いじめ、配偶者等からの暴力、インターネット上の人権侵害など、複雑・多様化した人権問題へのさらなる理解と迅速かつ的確な対応が求められています。

今後さらに、性別や年齢、障害の有無、国籍の違いなどにかかわらず、すべての人々の生命や尊厳が守られ、個性と能力が発揮できる共生社会の実現のため、一人ひとりが、日常生活や活動の中で様々な人権問題についての理解と認識を深め、主体的かつ実践的な態度が身に付くよう、教育・啓発を進める必要があります。

【施策の方向】

すべての町民が、社会の一員としてお互いに尊重し、支え合いながらともに生活していけるよう、人権啓発活動の充実や人権教育の推進により、町民の人権意識の高揚を図るとともに、人権尊重の視点であらゆる行政施策の推進に努めます。

また、矢掛町人権教育推進協議会を中心として、基本的方針・方向等を毎年度確認しながら、家庭、学校、地域、職場などで多様なニーズや実情を踏まえた研修やリーダー養成等を行うように努めます。

1 人権意識の高揚

人権が尊重される社会を実現するためには、一人ひとりが知識の習得のみにとどまらず、日常生活でいかせる人権感覚を身に付けることができるよう、講座や研修会を通じて人権意識の高揚に努めます。

2 人権教育の推進

「改訂岡山県人権施策推進」や「岡山県人権教育推進プラン」等を踏まえ、幼児から高齢者までのあらゆる年齢層に対し、学校教育及び社会教育のあらゆる機会を捉えて、人権教育を推進します。

また、企業にあっては、地域の企業としての社会的責任を自覚し、男女共同参画社会の実現等人権を尊重した働きやすい職場づくりが図れるよう、引き続き研修会の開催に努めます。

【具体的な取り組み】

- ◆携帯電話・スマートフォン等インターネットに関する講演会や研修会の開催
- ◆地域住民及び町内企業への研修機会の充実

【目標指標】

目標指標	H26 実績値	H32 目標値	H37 目標値	関連事業名
研修会・講演会 参加者数	3,166 人/年	3,200 人/年	3,300 人/年	・人権教育に関する研修講座・地区懇談 会・企業研修会・PTA研修

施策 2-2 男女共同参画の推進

【現状と課題】

地方創生と地域の活性化の振興には女性の活躍が必要であり、女性が生き生きと活動する男女共同参画社会の実現が求められています。

また、人口減少と少子高齢化が進行する中で女性の活躍を非常に重要視し、意識改革や各種委員会、審議会へ女性を登用し、幅広い分野への男女の参画を促す施策を積極的に推進していく必要があります。

【施策の方向】

1 男女共同参画に向けての意識づくり

男女共同参画計画に基づき、広報啓発活動などを通じて男女共同参画の視点に立った意識改革を推進します。また、学校・地域・家庭など、あらゆる機会をとらえて世代や社会環境などに応じた男女平等に関する教育活動を推進します。更に、配偶者暴力をはじめ、男女共同参画に関する町民の様々な問題に応えるため、相談体制の充実を図ります。

2 男女が共に活躍する環境づくり

男女雇用機会均等法の遵守に向けた周知・啓発、職場における労働条件や環境の整備に向けた啓発などを行い、働く場での男女平等を促進するとともに、育児・介護休業制度の周知・活用促進をはじめ、子育てや介護のための社会支援の充実と職場などの環境整備の促進に努めます。

更に、女性団体・リーダーの育成や審議会などへの女性の登用率の向上を図り、政策・方針決定の場への男女共同参画を促進します。

【具体的な取り組み】

- ◆女性の意見反映の機会の確保
- ◆男女共同参画の啓発活動
- ◆男女共同参画計画の策定

【目標指標】

目標指標	H26 実績値	H32 目標値	H37 目標値	関連事業名
委員会等への女性 登用率	22.3%	30.0%	30.0%	男女共同参画事業

施策 2-3 国際化社会への対応

【現状と課題】

全国的に海外からの観光客や就労者が増加しています。このような状況の中で、町民も諸外国人と交流する機会が増加しています。諸外国の文化等を理解し、広く国際社会を知るとともに、国際的な対応をするためにも、外国語教育の一層の拡充が必要であります。

矢掛町では、平成5年から国際化社会への取り組みとして、各幼稚園、各保育園、各小学校、中学校に外国語指導助手を招致し、幼少期から外国人と接しながら外国語と国際感覚を身に着ける環境づくりを行っています。また、中国との中学生等のホームステイによる交流活動を行っています。

今後、更に国際化が進む中で、国際交流活動を充実させ、町民の国際理解の一層の拡充を図り、外国人も暮らしやすいまちづくりを推進することが求められます。

【主要な施策】

1 国際教育の強化

外国人とのコミュニケーション能力向上のため、幼稚園・保育園の幼児期から小学校、中学校まで外国語指導助手による英会話学習の強化をし、イベントにおいて国際交流を推進し国際文化への理解を促進します。

2 多文化共生社会の構築

外国人の居住者や観光客の顧客満足度向上のため、日常生活情報や観光情報を外国語で提供します。また、在住外国人と地域住民の交流機会を促進するとともに、外国人の生活しやすい環境を整備します。

【具体的な取り組み】

- ◆外国指導助手の拡充
- ◆外国人対応の観光パンフレット作成

【目標指標】

目標指標	H26 実績値	H32 目標値	H37 目標値	関連事業名
外国人観光客数	—	500人/年	700人/年	—

■重点目標 2 学ぶ環境づくりと教育の総合的な推進

基本目標 3 未来を担う次世代を育み、自己啓発を進めるまちづくり

施策 3-1 幼児教育の充実

【現状と課題】

ここ数年、少子化の進行や保護者の就労状況による園児数の減少、核家族化の進展など、子どもたちを取り巻く環境は大きく変化してきており、家庭の教育力の低下も問題になっています。また、老朽化に伴う園舎の改善など早急に対応が必要な課題が残されています。今後は、就学前教育の重要性にかんがみ、幼児教育の原点に立ち返り、家庭や地域社会と連携した幼児の健全育成を基本として、幼児教育と小学校教育との円滑な接続、幼稚園における教育機能の一層の充実が必要です。また、3歳児教育の導入や保育園との連携にも積極的な取り組みが求められています。

【施策の方向】

1 幼児教育の機会の拡大

入園を希望する満3歳児から5歳児の就園を目標に3歳児教育の導入を検討します。

2 教育内容の充実及び教員の資質向上

幼稚園においては、家庭・地域における生活から幼稚園における集団での学習活動への円滑な移行に取り組みます。さらに、興味や関心を生かした学びや、岡山県就学前教育スタンダードをもとにした就学前と小学校の接続プログラムを作成し、幼児期から児童期への教育の接続を意識した幼児教育を実施します。また、幼児教育充実のため、必要な幼稚園教員の確保や資質向上のための幼稚園内外における研修を実施します。

3 幼稚園における教育環境の整備推進

幼稚園における教育環境の整備及び老朽化した施設の改善に努めます。

4 幼稚園施設における子育て支援の推進

幼稚園施設の利用者に限らず、すべての家庭に対して、子育て支援室等と連携しながら子育て支援を推進します。

5 幼稚園における学校評価の推進

子どもの健やかな成長を保障するため、幼稚園の運営や教育活動の改善を図ります。

【具体的な取り組み】

- ◆ 3歳児教育を含めた就学前教育（幼稚園・こども園・保育園）のあり方の総合的な検討
- ◆ 矢掛町保・幼・小・中学校 生活・学習規律等一貫指導プランの実践
- ◆ 保・幼・小・中学校の系統的な英語学習（Yakage Plan）の実践
- ◆ 保幼小接続プログラムの作成

【用語解説】

★こども園（認定こども園）

就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能と子育て支援を行う機能を備える施設

施策 3-2 学校教育の充実

【現状と課題】

矢掛町には、町立の小学校7校、町立中学校1校があります。子どもたちをめぐる環境に関しては、少子化や核家族化の進展にともなう家庭や地域社会の教育力の低下などの問題がありますが、矢掛町ではコミュニティ・スクールや学校支援地域本部事業の実施などにより改善に努めています。

また、子どもの学力の二極化、特別な支援を要する子どもの増加、いじめ、不登校など、様々な課題がありますが、教員の積極的な指導や地域との協力、小学校教育と中学校教育の緊密な連携等により、課題解決に向けた取り組みを展開しています。今後更に、幼稚園・小学校・中学校間の円滑な接続、児童生徒数減少による学校の小規模校化のデメリットを克服する対策を図ることが必要です。また、矢掛町においては、学習面や生活面で特別な教育的支援を必要とする児童生徒は、通常の学級に在籍する児童生徒の9%程度とされています。このような特別な支援を必要とする児童生徒は今後も増加するとみられており、その支援は一層重要な課題となっています。

【施策の方向】

矢掛町内幼稚園・学校共通の具体的目標

■矢掛町が目指す子ども像

ふる里やかげを愛し、ふる里やかげに貢献するたくましい子ども
—保・幼・小・中・高のつながりを大切にして—

■園・学校の基本目標

矢掛町の幼稚園・小学校・中学校は、心身ともに健康な暮らしの中で、幼児・児童・生徒が知・徳・体の調和のとれた成長ができるよう努めます。

■共通の具体的目標

1 豊かな心・健やかな体の育成

生まれ育った郷土への愛着と誇り及び社会を生き抜く力を持った子どもたちを育成します。そのために、道徳教育の充実、文化・芸術やスポーツなどの体験活動、ボランティアなどの社会貢献活動等を重視して、規範意識と思いやりの心を育てます。また学校での体育の充実を図るとともに、健康教育や食育の推進を通して子どもたちが望ましい生活習慣を身につけることにより、生涯にわたりたくましく生きるための健康・体力づくりを推進します。更に、学校生活の中で、互いのよさや違いを認め合い、支え合う仲間づくりを推進するとともに、いじめや暴力行為を許さない毅然とした学校づくりを目指します。

2 確かな学力の向上

子どもたちに確かな学力を身につけさせるため、落ち着いた学習環境づくり、授業改善、生活・学習習慣の確立に取り組み、学力不振児童生徒の解消とコミュニケーション能力の向上を図ります。授業改善については、きめ細かい少人数指導の充実を図るとともに、小学校

2年生から6年生、中学校全学年で実施する学力・学習状況調査をもとに児童生徒の学力と学習・生活習慣等の関連を分析し、各校で改善プランを策定し指導に活かします。更に、望ましい学習習慣の確立のため、家庭学習に重点的に取り組む期間の設定やメディアの制限等、家庭と連携して家庭学習を充実させるための取り組みを実施します。

3 特別支援教育の充実

障害のある幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導・支援の充実や教員の指導力の向上を図り、子どもたちが達成感や成就感を持ち、学習意欲を高めることができるようにします。また、就学前から中学校卒業後までを一貫して支援できるよう関係機関と連携体制の整備を図ります。

4 不登校児童生徒の解消

児童生徒が自己の存在感を実感し、精神的な充実を得られる「心の居場所」、児童生徒が社会性を身につける「絆づくりの場」として魅力ある学校を目指します。その際、必要に応じて、町の適応指導教室「ひまわりの家」や町の福祉部局、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家と連携して対応します。

5 学校・家庭・地域が連携した教育の推進

町内全小中学校で地域とともにある開かれた学校づくりを推進します。

6 教育体制の整備

地域に支えられ地域を支える学校を維持するため、小学校の合同授業の拡充など、小規模校のメリットを生かしつつ、デメリットを克服するための取り組みを検討します。また、保幼小連携や小小連携、小中連携等、つながりのある教育を推進します。

更に、町内唯一の高校である矢掛高等学校の存続発展を念頭に県と連携しながら、中高連携を推進します。

7 教育環境の充実

学校施設は、児童生徒が1日の大半を過ごす場であるとともに、非常災害時には地域住民の緊急避難場所としての役割を担っているため、安全に配慮した適切な施設管理を実施します。また、遊具等の設備の安全管理には、今後も継続して万全を期します。

また、ICT機器（PC、電子黒板、教材提示装置など）の充実を一層すすめるとともに、これらを有効活用するための教育ソフトの導入など、すべての学校において格差のない教育の充実を図ります。また、教育ネットワーク環境に無線通信環境及び教育用タブレット端末等の導入を検討します。

更に、町立図書館の司書を各学校に複数日派遣し、ブックル号による巡回図書の実施、学校図書の標準達成率100%以上の持続等により、学校図書館の一層の充実を図ります。

【具体的な取り組み】

- ◆道徳の教科化に対応した授業改善の実践
- ◆非行防止教育の実施による規範意識の醸成
- ◆「いじめ問題対策基本方針」に沿った組織的な対応の実施
- ◆夏季休業期間の短縮等による授業時数の確保
- ◆基礎学力の定着及び個別補充学習の実施（朝学習，放課後補充学習等）
- ◆ペアやグループ学習等によるコミュニケーション力の向上を目指した指導の充実
- ◆保・幼・小・中学校へのALT配置及び系統的な英語学習（Yakage Plan）の実施
- ◆「矢掛町家庭学習強化期間」の設定及び実施
- ◆特別支援教育支援員・学習支援員の配置
- ◆「個別の教育支援計画」の作成
- ◆児童生徒の意欲を高め、豊かなつながりを育む「魅力ある学校づくり」の推進
- ◆家庭環境改善サポーター配置事業
- ◆「適応指導教室」指導員配置事業及び「心の教室」支援員配置事業
- ◆コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）を継続実施
- ◆小規模校活性化等検討委員会の実施（合同授業等の拡充，小学校統廃合の具体的な基準の検討）
- ◆小田小学校児童の就学中学校の検討
- ◆矢掛町保・幼・小・中学校 生活・学習規律等一貫指導プランの実践

【用語解説】

★スクールソーシャルワーカー

子どもの家庭環境による問題に対処するため，児童相談所と連携したり，教員を支援したりする福祉の専門員

★ALT

assistant language teacher の略。日本の学校等で日本人教師の助手として外国語を教える外国人講師

【目標指標】

(単位：％，‰)

目標指標		H26 実績値		H32 目標値	H37 目標値	関連事業名
全国学力調査の 正答率	小学6年生	県平均以上 3科目 全国平均以上 1科目		4科目とも 全国平均を 上回る	4科目とも全 国平均を上回 る	全国学力調 査
小学6年が平日に1 時間以上家庭学習を 行う割合	全国平均	54.7		57.0	60.0	全国学習状 況調査
	岡山県平均	54.5				
	矢掛町	54.7				
中学3年が平日に1 時間以上家庭学習を 行う割合	全国平均	67.9		60.0	70.0	
	岡山県平均	58.8				
	矢掛町	44.0				
不登校小学生の 解消 (千人当たり・H25年度)	全国平均	0.31		0.5	0.3	
	岡山県平均	0.45				
	矢掛町	0.73				
不登校中学生の 解消 (千人当たり・H25年度)	全国平均	2.56		1.0	1.0	
	岡山県平均	2.62				
	矢掛町	1.24				
いじめの解消率	小学校	100%		100%	100%	
	中学校	認知なし		100%	100%	
スマートフォン等を 平日3時間以上利用 する児童生徒の割合		小学生 中学生		小 5.0 中 15.0	小 5.0 中 10.0	スマートフ ォン等利用 実態調査
	岡山県平均	15.8 25.0				
	矢掛町	9.0 25.4				
1週間の総運動時 間数が60分未満 の児童生徒の割合		小5 中2		小5男 2.5 小5女10.0 中2男10.0 中2女 8.0	小5男 2.5 小5女10.0 中2男10.0 中2女 8.0	全国体力・運 動能力、運動 習慣等調査
	岡山県平均	男子 5.7 7.0 女子 12.1 22.7				
	矢掛町	男子 2.6 12.8 女子 6.0 9.3				

施策 3-3 学校給食の充実

【現状と課題】

学校給食は、成長期にある児童生徒の心身の健全な発達のため、栄養バランスのとれた安全安心な豊かな食事を提供するとともに、児童・生徒に食についての正しい理解と食習慣を養ううえで、非常に大きな役割を担っています。

しかし、近年、社会環境の変化に伴い、偏った栄養摂取や不規則な食事など食生活の乱れや、肥満・痩身傾向など子どもたちの健康を取り巻く問題が生じています。このため栄養教諭による食育への取り組みが必要とされています。

また、食物アレルギーのある児童・生徒の増加にともなう対策が必要となっています。

【施策の方向】

1 食に関する学習等の充実と地産地消の取り組み

総合的な学習の時間および教科や特別活動において、栄養教諭を中心に規則正しい食生活、食事が果たす役割といった食に関する指導を行います。また、献立内容の工夫により給食の完全摂取を目指すことや、学校給食での週3.5回の米飯給食を継続するとともに、水車の里フルーツピアをはじめ町内生産者等と連携しながら、地産地消に取り組んでいきます。

2 食物アレルギー対応

アレルギー対応については、事前の調査と情報の共有化により学校・家庭・給食センターが連携し、事故防止に努めます。

3 施設・設備の整備

安全で安心な学校給食を提供するため、老朽化した施設等の整備を進めます。

【具体的な取り組み】

- ◆児童による学校給食献立コンテストの実施
- ◆栄養教諭による食育指導

【目標指標】

目標指標	H26 実績値	H32 目標値	H37 目標値	関連事業名
給食を残さず食べる 児童・生徒の割合	小学校 96% 中学校 68%	小学校 99% 中学校 80%	小学校 99% 中学校 90%	食育の推進
町内産物を使用する品 目数の割合	19%	22%	25%	地産地消の推進

施策 3-4 生涯学習の推進

【現状と課題】

矢掛町では町民が自由に学習機会を選択して、意欲的に学ぶことができる環境整備や情報提供に努めています。さらに学んだ成果を地域に還元することにより、地域の教育力を高めるとともに魅力ある地域社会の形成に努めています。

今後は、町民が自ら課題を見つけ、町民主体の事業を推進していくことや、学びを通じた人づくりや地域づくりなど、つながり合う地域づくりが求められています。

また、家族構成の変化、少子化などにより、家庭の教育力が低下している今日、親同士の情報交換の場をつくり、ともに学び合う機会を提供することも必要とされています。

地区公民館の活動については、それぞれの地域の特色を活かし、地域住民の自主性と主体性を尊重しながら、講座や文化祭などの地域コミュニティ活動を通して地域の絆づくりや地域活性化に大きく貢献してきました。公民館職員の資質向上に努めるとともに、引き続き、地域の学習拠点として、学習効果が高まるよう地域住民の学習ニーズや地域課題の把握に努め、地域力の向上に資する教室・講座の開催が必要だと考えられます。

【施策の方向】

1 生涯学習の推進体制の整備と充実

幼児期から高齢者まで、各年代に応じて充実した生きがいのある人生を送るために、町民だれもが自由に学習機会を選択して学ぶことができる生涯学習体制の整備と充実に一層努めます。

2 学校・家庭・地域との連携強化

地域で子どもたちを育てる仕組みづくりを促進し、子どもたちの学びを支援するだけでなく、地域住民の生涯学習・自己実現に資するとともに、活動を通じて地域のつながり・絆づくりを強化し、地域の教育力の向上を図ります。

3 家庭教育の充実

子どもを健やかに育てていくために、親や家族はもちろん、社会全体で子どもを育ていく環境を整えていくことが求められており、保護者等が互いに子育てについて学び、親として育ち合う講座を開催することにより、家庭の教育力向上を図ります。

4 青少年教育の充実

子どもたちが、公民館活動等における諸行事に企画段階からの参画を促すことにより、自己有用感や郷土愛を醸成する活動を推進します。

また、豊かな心や生きる力が身につくよう、地域の学習施設を活用した異世代交流や体験活動を通して、社会の様々な人と学ぶ機会を提供していきます。

5 成人・高齢者教育の充実

地域を構成する町民・ボランティア等の団体、学校、行政などが連携・協力し、他の世代

とともに地域活動へ参画できる環境づくりを推進し、文化の伝承活動や現代的学習活動などの学習環境の整備に努めます。

6 公民館の充実

コミュニティ団体、地域に根ざした団体の交流や学習の場の確保に努め、時代に即応した活動や地域課題に取り組みむ活動を推進します。

また、各地区公民館は、「地域住民の集い」の拠点施設として今後も施設の充実を図ります。

【具体的な取り組み】

- ◆学校支援地域本部事業の充実
- ◆土曜日教育支援事業（土曜日学習会・夏休み学習会）の推進
- ◆親育ち応援学習講座の開催
- ◆異世代交流や活動意欲を高める体験活動の実施
- ◆公民館職員の研修会等への積極的な参加促進
- ◆計画的な施設・設備の整備

【目標指標】

目標指標	H26 実績値	H32 目標値	H37 目標値	関連事業名
生涯学習関連講座参加者数	8,732人	9,000人	9,000人	・出前講座・土曜日学習会・夏休み学習会・親育ち応援学習講座・家庭教育学級・寿大学 等
公民館クラブ数	106クラブ	100クラブ	100クラブ	地区公民館事業

施策 3-5 スポーツ活動の推進

【現状と課題】

スポーツやレクリエーション活動は、健全な心身の発達、生きがいのある豊かな生活の実現に重要な役割を果たすもので、健康志向や余暇時間の増大に伴い、健康づくり・体力づくり、社会参加による生きがいづくりなど様々なニーズが高まりを見せています。

こうしたことから、生涯にわたって親しむことのできるスポーツやレクリエーションの普及・推進が求められています。

【施策の方向】

1 スポーツ・レクリエーション活動の振興

矢掛町スポーツ推進委員会や「いつでも、どこでも、だれでも気軽にスポーツに楽しむことのできる環境づくり」を目指して設立された総合型地域スポーツクラブ等、各スポーツ関係団体との連携を充実させ、スポーツ・レクリエーション活動の振興を図ります。

矢掛本陣マラソン全国大会では、公認コースの取得による競技スポーツとして、また健康・体力づくりの大会として、スポーツの振興を図ります。

2 社会体育施設の有効利用

矢掛町総合運動公園や矢掛町B&G海洋センター等の施設を、総合型地域スポーツクラブ、各スポーツ団体等と連携し、有効利用を図ります。

また、指定管理者制度を取り入れながら、施設の有効利用を図ります。

【具体的な取り組み】

- ◆軽スポーツ・ニュースポーツ等のレクリエーション大会等の実施
- ◆総合型地域スポーツクラブの自立に向けた指導・育成
- ◆子どもから大人まで、高齢者や障害者等を含めたより多くの人々が参加することができる大会や教室を開催し、スポーツ・レクリエーションを楽しむ場の提供

【目標指標】

目標指標	H26 実績値	H32 目標値	H37 目標値	関連事業名
ニュースポーツ大会等 参加者	1,028人	1,100人	1,200人	レクリエーション大会 カローリング大会 ニュースポーツ大会ほか
本陣マラソン全国大会 参加者	1,947人	2,300人	2,500人	矢掛本陣マラソン 全国大会

施策 3-6 文化の振興

【現状と課題】

矢掛町では、やかげ文化センター、やかげ郷土美術館、町立図書館などの機能充実に努めてきました。今後は、文化振興に関する情報を収集し、町民の学習ニーズに対応した情報の提供及び芸術・文化団体の育成・支援の必要性があります。

また、町内の文化財の保存と活用については、町民の文化財保護意識と郷土愛を育みながら、先人が守り伝えた歴史遺産と伝統文化の活用を図ってきました。中でも、旧矢掛宿の伝統的な町並みは、町を代表する歴史遺産として後世に継承していく必要があります。心豊かなふるさとづくりを進めるには、町民へ広く文化財の情報を提供しながら、歴史遺産や伝統文化の保護・保存と活用のバランスを考慮しながら推進していくことが課題です。

【施策の方向】

1 芸術・文化の振興

町民の芸術活動や文化活動に対する理解や関心を高め、町民による幅広い自主的な活動と文化施設の活用を促進し、優れた芸術文化を提供する機会を増やすとともに、文化活動を担う人づくりを推進します。

図書館においては、蔵書の充実を図るとともに、地域ボランティアと連携を図り、子どもの読書活動の一層の充実に努めます。また、図書館司書の学校への派遣により学校図書館活動の支援を行います。美術館では、郷土にゆかりある美術品等の収集・展示を推進し、魅力ある企画展や子どもを対象とした講座を実施するなど、入館者の増加に努めます。

2 文化財の保護及び活用

町内に存在する指定文化財・未指定文化財の研究を行い、適切な保護・保存施策を講じます。また、町民の文化財保護意識の高揚を図るため、より多くの町民が文化財を身近に感じられる機会の提供に努め、文化財を守り、後世に継承していくよう、意識の啓発を積極的に進めます。更に、旧矢掛宿の町並みについては、保存と活用の研究を行います。

【具体的な取り組み】

- ◆美術館における魅力ある企画展の開催
- ◆郷土の文化財の周知活動及び埋蔵文化財企画展の開催
- ◆重要伝統的建造物群保存地区の選定を目指した取り組み

【目標指標】

目標指標	H26 実績値	H32 目標値	H37 目標値	関連事業名
図書館入館者数	82,586 人/年	83,000 人/年	83,000 人/年	講座・読み聞かせ・ 広報活動 等
美術館入館者数	25,970 人/年	30,000 人/年	30,000 人/年	企画展・美術館講座等

【用語解説】

★重要伝統的建造物群保存地区

歴史的な町並みや農山漁村の集落を保存する地区

■重点目標3 安心して子どもを産み育てることができる環境の整備と

福祉制度の拡充

基本目標4 人にやさしく、健やかに暮らせるまちづくり

施策4-1 健康づくりの推進

【現状と課題】

矢掛町では、「健康やかげ21」に基づき保健、福祉、医療、教育が連携した総合的な健康づくりを推進しています。その拠点となる健康管理センターは、栄養指導・保健指導に加え、諸施策を立案・実施しており、また、トレーニングルームの機器の充実とともに、指導職員を配置するなど、町民の健康づくりをサポートしています。

生活習慣病予防を目的とした「特定健診」「特定保健指導」が義務化されたことに合わせ健診を強力に推進した結果、平成26年度の受診率は60.0%で、所期目標を達成しています。今後は、受診気運の定着へとステップアップする時期にきています。

食育面では、近年の「食」の重要性に対する意識の欠如、脂肪の過剰摂取や野菜の摂取不足による栄養の偏り、食の安全上の問題など、心身への影響が懸念されています。矢掛町では、平成22年3月、「食育推進計画」を策定し、以来、町民、関係機関、関係団体と行政が協働して、食育を推進しています。

人や周囲と関わる機会の減少、父親の育児への協力不足、母親の孤立化などが原因となって、母親の育児に対する不安の増大や発達障害に関する相談件数も増加しています。このため、安心して出産ができ、子どもたちの心身ともに健全な発達に向けた関係機関の連携した支援が必要となっています。

また、心の健康を害する人が増加傾向にあり、楽しみや生きがい、休養とストレスの解消など、ゆとりを持った生活が送れる環境づくりも必要となっています。

【施策の方向】

1 生涯を通じた健康づくり

誰もが住み慣れた町で安心して暮らせるよう、乳幼児から高齢者まで「生涯を通じた健康づくり」を目標に、食事・運動・休養に視点を置いた取り組みを推進します。

また、「自分の健康は自分で守る」という意識を高め、自ら積極的に心身の健康づくりを実践する「一次予防」に重点的に取り組みます。

死因の第一位を占め、日本人の国民病と言われる「がん」は、喫煙、食生活及び運動などの生活習慣に起因することが多く、このため、生活習慣の改善に向けた啓発を行っていきます。また、がん検診の受診を促進し、早期発見・早期治療に努めます。

食育については、健康づくりと合わせて、平成28年度から施行される「健康やかげ21・食育推進計画」に基づき食の安全・安心に向けた諸施策を実施します。

2 感染症対策の充実

近年、感染症を取り巻く状況が厳しさを増しています。このため、多くの広報媒体を活用しながら正しい知識の情報提供、手洗い、うがい等、予防・衛生教育、予防接種の推進が必要となっています。矢掛町では、平成26年度に見直しを行った「矢掛町新型インフルエンザ行動計画」などを基本に、引き続き、予防活動や啓発に努めます。

3 母子保健の充実

妊娠届出時に保健師による妊婦面談など、母子への早期支援体制を図り、妊娠・出産・育児にかかる不安感・負担感を軽減し、また、虐待等の未然防止に努めます。

また、愛育委員の協力を得て行っている養育支援訪問事業、発達障害等の要観察児における相談体制の充実を図ります。

4 心の健康づくり

ストレス解消やゆとりの時間を持つことの大切さ、心の健康保持・増進のための情報提供や啓発、自殺予防に努めます。また、周囲への理解と協力を求め、精神障害者が通い、社会と交流できる場づくり、当事者だけでなく、家族への支援、精神疾患への正しい知識の普及に努めます。

【具体的な取り組み】

- ◆肥満防止対策の普及、ポピュレーションアプローチ等、医療機関や事業所との連携による特定保健指導の参加しやすい体制づくりを推進します。
- ◆予防接種について、接種機会の確保及び接種率向上の啓発活動を保育園・幼稚園・学校へ強化します。成人への風しん予防接種、高齢者の肺炎球菌ワクチン予防接種、乳児のロタウイルスワクチン予防接種の費用助成制度を継続して行います。
- ◆各種検診への受診勧奨と重複・頻回受診者への訪問指導の充実を図ります。
- ◆健康管理センター機器の計画的更新と導入を行います。

【目標指標】

目標指標	H26 実績値	H32 目標値	H37 目標値	関連事業名
特定健診受診率	60.0%	共に60% を維持	共に60% を維持	—
特定保健指導終了率	62.5%			
トレーニングルーム利用者数	14,757人/年	15,000人/年	16,000人/年	国保ヘルスアップ事業

【用語解説】

★ポピュレーションアプローチ

町民全体に対する健康向上に対する働きかけを行い、集団全体の健康状態を向上させること

施策 4-2 地域福祉推進体制の充実

【現状と課題】

地域の中で、子どもから高齢者まで、誰もが生き生きと生活し、人としての尊厳が重んじられるノーマライゼーション理念のもとに、必要な福祉サービスが提供される地域福祉の推進が求められています。

多くの人材によって支えられる福祉分野では、行政が提供できるサービスには限界があるため、地域が中心となって相互に助け合い、安心・安全に暮らせる共助の体制へと転換していく必要があります。

【施策の方向】

地域全体で「自立」と「安全・安心」を支えていく地域福祉の実現と適正な福祉サービスを行うため、社会福祉協議会や民生委員児童委員協議会、福祉ボランティア、関係団体の連携が求められます。このため、地域の人材を活かした事業の推進を図るとともに、専門的人材育成や資質の向上に努め、町民ボランティアの育成と支援に努めます。

【具体的な取り組み】

◆社会福祉協議会の支援

地域福祉の推進役である社会福祉協議会と連携して、活動計画に基づき、施策の実施、サービスの適正利用等を促進します。

◆地区社協の支援

町民主体の地域づくりを目指して、核となる地区社協の強化をサポートし、住民参加型の地域福祉に取り組みます。

◆民生委員児童委員活動の推進

生活実態を把握したり、災害時等において要援護者の相談に応じ、また援助を行う民生委員児童委員の役割は一層重要になっています。したがって、情報収集はもとより、訪問や日頃の声掛け、対処知識の習得のための研修等を充実します。

◆ボランティア活動の育成・支援

町民の自主的な地域福祉活動への参加呼びかけを行い、小地域での見守り活動を支援推進します。また、ボランティア養成講座にも取り組みます。

◆成年後見制度の利用が必要な高齢者等が、適切に制度を利用できるように、町民後見人の育成・支援を図ります。

【用語解説】

★成年後見制度

成年後見制度は、知的障害、精神障害、認知症などにより判断能力が十分でない方が不利益を被らないように家庭裁判所に申立てをし、その方を援助してくれる人をつける制度

施策 4-3 高齢者福祉の充実

【現状と課題】

平成18年4月に30.68%だった高齢化率は年々増加し、平成27年4月は35.99%で、超高齢社会を迎えています。

高齢者がいつまでも自立した生活を送るためには、長寿社会の中で「健康寿命」を延ばし、支援や介護を必要とする期間を少しでも短くすることが大切な時代となっています。また、年々深刻化する問題として、認知症が挙げられます。相談件数も増加しており、こうした問題の軽減には、認知症への理解、症状の早期発見・早期対応が重要となります。このため、家族や専門機関が連携したシステムを確立していく必要があります

【施策の方向】

若年時から取り組むことができる健康維持プログラムとして、健康保持・増進のための運動やリハビリ、認知症予防対策、家庭介護教室等を立案します。また、高齢者にも当該プログラムへの参加を促し、世代間・地域間での交流の場の提供など、社会参加を通して、高齢者を孤立させない地域づくりに努めます。

【具体的な取り組み】

- ◆健康リーダー、認知症サポーター養成講座の開催
- ◆介護者が一人で患者を抱え込まないための認知症カフェの設置

【目標指標】

目標指標	H26 実績値	H32 目標値	H37 目標値	関連事業名
地域包括支援センター 相談数	1,171 件	1,320 件	1,440 件	—
認知症サポーターの人数	928 人	1,250 人	1,500 人	—

施策 4-4 障害者福祉の充実

【現状と課題】

身体障害者、知的障害者の高齢化、障害の重度・重複化が進んでおり、また、現代社会におけるストレス等を要因とした精神障害が増加しており、障害者福祉の充実が益々必要となっています。

矢掛町では、「矢掛町障害者計画」と「矢掛町障害福祉計画」に基づき、人格と個性を尊重し支え合う「共存社会」の実現を目指し、障害者福祉施策を展開しています。

障害のある人もない人も、ノーマライゼーションを基本理念として、在宅生活支援、本人の望む生活を支援するための情報提供、相談支援の充実、雇用・就労支援の拡充が今後の課題となっています。

【施策の方向】

理解と協力の推進

(1) 広報・啓発活動の推進

住民一人ひとりの障害および障害者への正しい理解と認識を深めるため、広報紙等を利用し、また、障害者関係団体との連携強化と啓発活動、行事の支援を促進します。

(2) ボランティア活動の推進

障害者自身の自立促進および障害者と住民の相互理解と交流促進のため、手話通訳や要約筆記といったコミュニケーション支援のためのボランティア活動を支援します。

(3) 福祉教育の推進

相互の理解を促進するため、行事等を利用して両者が交流する場を設けるとともに、講演会や研修会の定期的な開催を通して、住民への障害についての理解促進に努めます。

【具体的な取り組み】

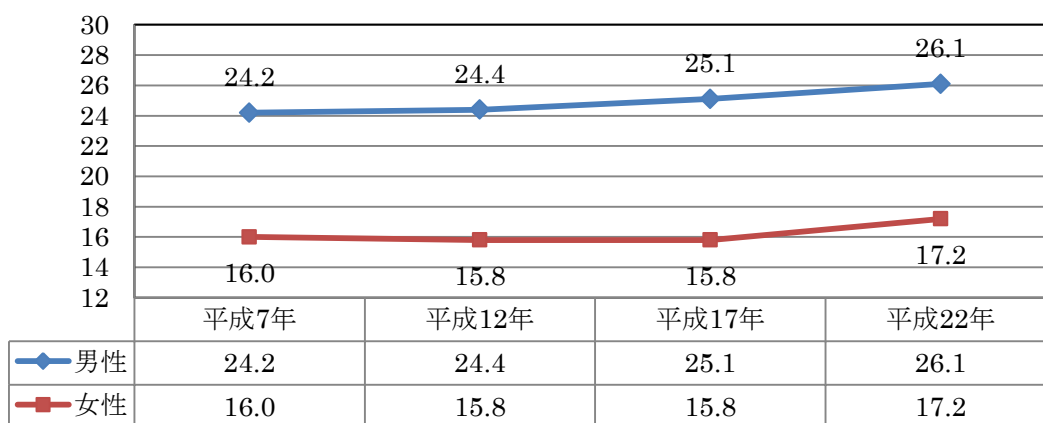
- ◆自立支援協議会を通じて、問題解決のための啓発活動、交流機会を増やします。
- ◆就労支援事業所通所者へのサポート、助成を通して、障害者のモチベーションの高揚を図ります。

施策4-5 結婚活動の支援

【現状と課題】

矢掛町の未婚率は平成7年時点で男性24.2%、女性16.0%でしたが、平成22年時点では男性26.1%、女性17.2%となり、年々上昇を続けています。結婚は矢掛町への定住及びその後の出産及び子育てにつながり、少子化に歯止めをかけるためには、結婚推進は重要な施策であります。当然のことながら、結婚は個人の価値観に基づいて選択されるものでありますが、結婚を希望していても結婚ができない若者が増加しており、矢掛町においても未婚者への結婚支援を行う必要があります。

矢掛町の未婚率推移 (%)



出典：国勢調査

【施策の方向】

結婚相談所を委託運営し、登録・紹介・相談業務の推進に努めます。また、出会いの場を提供するカップリングイベント、独身者を対象とした結婚セミナー等の一層の充実を図り、男女の出会いの場を提供することで、結婚したい人の希望がかなうような環境づくりを推進します。その他、現在実施している井笠圏域3市2町等の広域カップリングイベントも積極的に活用しながら、より広域的で効果的な事業を行います。

【具体的な取り組み】

- ◆結婚セミナーの実施や出会いの場の提供事業の推進
- ◆結婚相談所運営

【目標指標】

目標指標	H22 実績値	H32 目標値	H37 目標値	関連事業名
男性未婚率	26.1%	25.0%	24.0%	結婚推進事業
女性未婚率	17.2%	16.0%	15.0%	結婚推進事業

施策 4-6 子育て環境の充実

【現状と課題】

わが国における戦後の合計特殊出生率は、終戦直後のベビーブーム期には4.32であったものが、その後低下を続け、平成17年には、1.26と戦後最低の水準を更新し、平成25年には1.43に上昇したものの、現状人口を維持するために必要な2.08を大きく下回っており、少子化は依然として進行しています。矢掛町においても14歳以下の年少人口は平成2年から20年間で10.2%減少しており、少子化が顕著化しています。

また、子育て家庭を取り巻く環境も変化を続けており、子育て家庭の生活環境はきわめて不安定になっています。そして、地域のつながりの希薄化も問題として挙げられ、子どもとの関わり方に迷う親、子育てに自信をなくし不安や負担感を抱える親が増えています。こうした家庭環境および社会状況が育児不安を助長し、子どもの育ちや発達にも大きな影響を及ぼしています。このような状況下、平成27年度、「質の高い保育・学校教育・保育の提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援の充実」を目的として、「子ども・子育て支援新制度」が施行されました。

住民一人ひとりが少子化や子育てについて関心を持ち、家庭・学校・地域・企業・行政が役割分担し、緊密な連携をとりながら、一体となって取り組むことが課題となっています。

【施策の方向】

1 質の高い教育・保育の環境整備

- (1) 保護者の子どもの教育に対する高い関心に対応し、教育環境の整備や指導力向上に努めます。
- (2) 子どもが日常を過ごすための居場所や子どもや親同士が交流できる場を提供します。
- (3) 子どもと保護者のコミュニケーションや、様々な地域住民とふれあえる機会の提供に努めます。

2 すべての子どもと親への支援

- (1) 次世代の親となる年齢層の人が安心して子育てができるよう、子育てに関する勉強、ふれあいの場を提供します。また、地域活動や異年齢との交流の機会を設けます。
- (2) 子どもに対する健康状態を適切に把握し、健康のための具体的な対策を専門家から得られるような情報提供体制の整備や医療体制の充実を図ります。
- (3) 子育て家庭における医療、教育等にかかる費用について支援を強化します。

3 子育てと仕事の両立

- (1) 就労と子育てが両立でき、様々な就労形態においても子どもの健やかな成長の妨げにならないよう、子育てへの理解の促進に努めます。
- (2) 現在実施している子育て支援サービスを継続実施し、ファミリーサポートセンターや休日保育、病児病後児保育事業について、引き続き検討します。

4 地域における子育て支援の強化

- (1) 子育て関係機関・団体の連携の強化を図り，児童館を拠点として，子育てサークルやボランティアへの支援を充実します。
- (2) 安全な道路環境の整備，公共施設のバリアフリー化を推進し，子育て中の保護者が外出しやすい町になるよう努めます。
- (3) 交通安全を推進し，犯罪への未然防止策として，防犯笛や不審者情報配信メールなど，犯罪被害から子どもを守る体制を充実させるほか，地域における見守り体制の強化に努めます。

【具体的な取り組み】

- ◆児童館の建設と子どもの遊び場づくり，体験活動の場の充実
- ◆親子の健康づくり・子育て支援事業の充実
- ◆多様な保育サービスの充実
- ◆子育て支援に向けたネットワークの整備・拡充
- ◆認定こども園の継続調査

【目標指標】

目標指標	H26 実績値	H32 目標値	H37 目標値	関連事業名
合計特殊出生率	1.28	1.41	1.50	—
放課後児童クラブ登録 児童数	102人	120人	120人	子育て支援事業
子育て支援メール登録 者数	208人	220人	230人	子育て支援事業
児童館の利用者数	—	10,000人	11,000人	子育て支援事業

【用語解説】

★児童館

児童福祉法に規定する児童厚生施設の1つで、地域において児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とする児童福祉施設

施策 4-7 ひとり親家庭支援の充実

【現状と課題】

国内の離婚件数は、平成14年の約29万件をピークに、近年は年間23万件前後の高い水準で推移しています。また、矢掛町でのひとり親家庭等は、平成27年度時点において約130件となっています。このようなひとり親家庭等のなかには、家計と子育てという家庭責任を保護者一人で担っているため、社会的・経済的・精神的に不安定な状況で、育児や家事、教育など、日常生活面での悩みを抱えながら生活しているケースもあります。

この複雑・多様な問題に、適切できめ細かな対応ができる相談・指導体制の充実や経済的支援、子育て支援のさらなる推進により、ひとり親家庭等の自立と生活の安定を図る必要があります。

【施策の方向】

1 相談・指導及び体制の充実

ひとり親家庭での心配ごと・悩みごとなどについて、保健福祉課子育て・福祉相談員による相談体制の整備のほか、備中県民局ひとり親自立支援員によるひとり親自立支援相談を随時開催するなど、多方面からの支援を実施します。

関係機関との連携を強化するとともに、気軽に相談できる体制を整備するなど、総合的な支援の推進を図ります。

2 自立のための総合的な支援

ひとり親家庭等医療費公費負担制度や児童扶養手当の支給、ひとり親の就業支援等の推進、資格取得のために養成機関において修業する間の生活費の支給、母子父子寡婦福祉資金貸付などの経済的支援をはじめとして、子育て支援・生活支援など自立のための総合的な支援に努めます。

【具体的な取り組み】

- ◆ひとり親自立支援相談の開催（随時）

施策4-8 生活（低所得者）福祉の充実

【現状と課題】

生活困窮に陥り自分の力では生計を維持できない世帯は、全国的に増加を続けています。矢掛町の保護率は、平成19年度以降、0.5%前後で推移してきましたが、近年は上昇傾向にあり、平成27年度時点で0.62%となっています。被保護世帯の多くは、社会的に弱い立場にある人々で、十分な就労ができず、やむなく保護を受けるに至ったケースが大半です。矢掛町では、県の生活保護担当者と連携し、被保護者の自立を促進する取り組みを行っていますが、被保護世帯の固定化が課題となっています。今後も継続して被保護者世帯の実態把握に努め、積極的な自立促進を図る必要があります。

また、平成27年度からの「生活困窮者自立支援法」の施行により、福祉事務所単位で相談窓口を設け、生活保護に至る前の生活困窮者への積極的な支援を行うことが制度化されました。福祉事務所未設置の矢掛町においても、実施主体となる備中県民局、町社会福祉協議会との連携のもと、生活困窮者の就労・自立に向けた一層の支援に取り組む必要があります。

【施策の方向】

1 経済的自立の促進

生活保護制度の趣旨に基づき、要保護者の事情を十分把握しながら、各種福祉施策を活用し、低所得者の生活意欲の助長と経済的安定を促進します。就職可能者については、積極的に就職を斡旋するなど、経済的自立の支援に努めます。

2 相談体制の充実

保健所や民生委員児童委員、社会福祉協議会など、関係機関との連携を強化し、生活指導、助言など気軽に相談できる体制を整備するなど、総合的な援護の推進を図ります。

3 生活困窮者への支援

平成27年度から施行となった「生活困窮者自立支援法」に基づき、備中県民局との連携のもと、保健福祉課内に相談窓口を設け、生活保護に至る前の生活困窮者の就労・自立に向けた取り組みを積極的に支援します。

【具体的な取り組み】

- ◆生活保護制度の適切な運用
- ◆生活保護に至る前の生活困窮者を対象とした相談窓口の設置

施策 4-9 社会保障・介護保険の充実

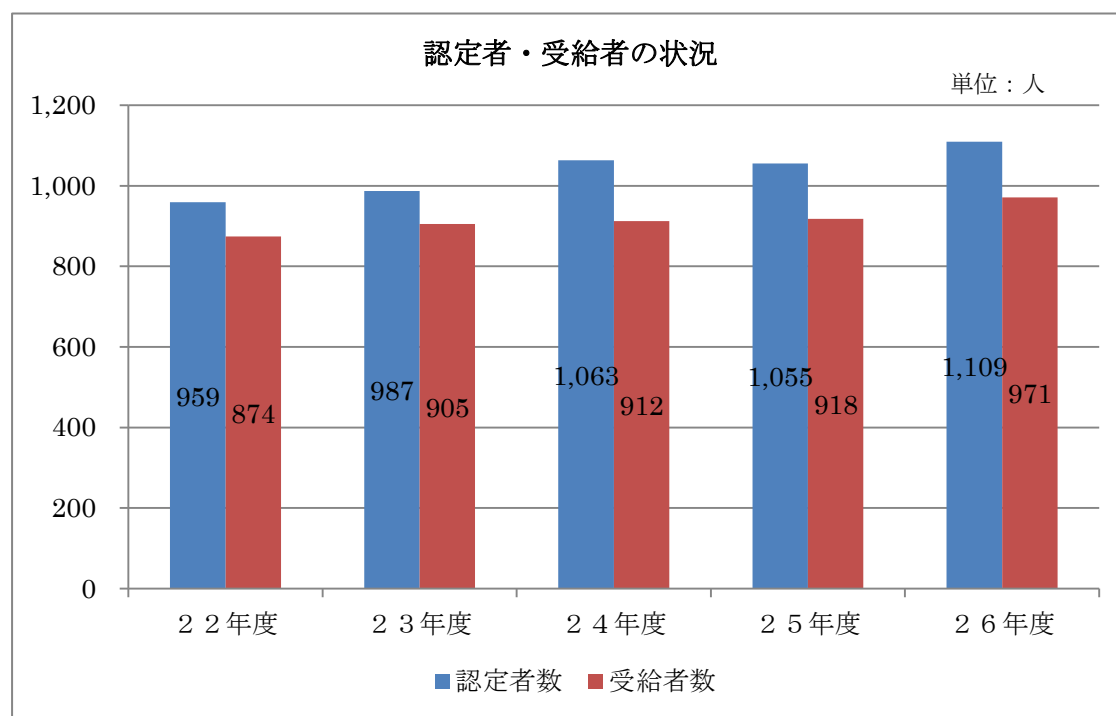
【現状と課題】

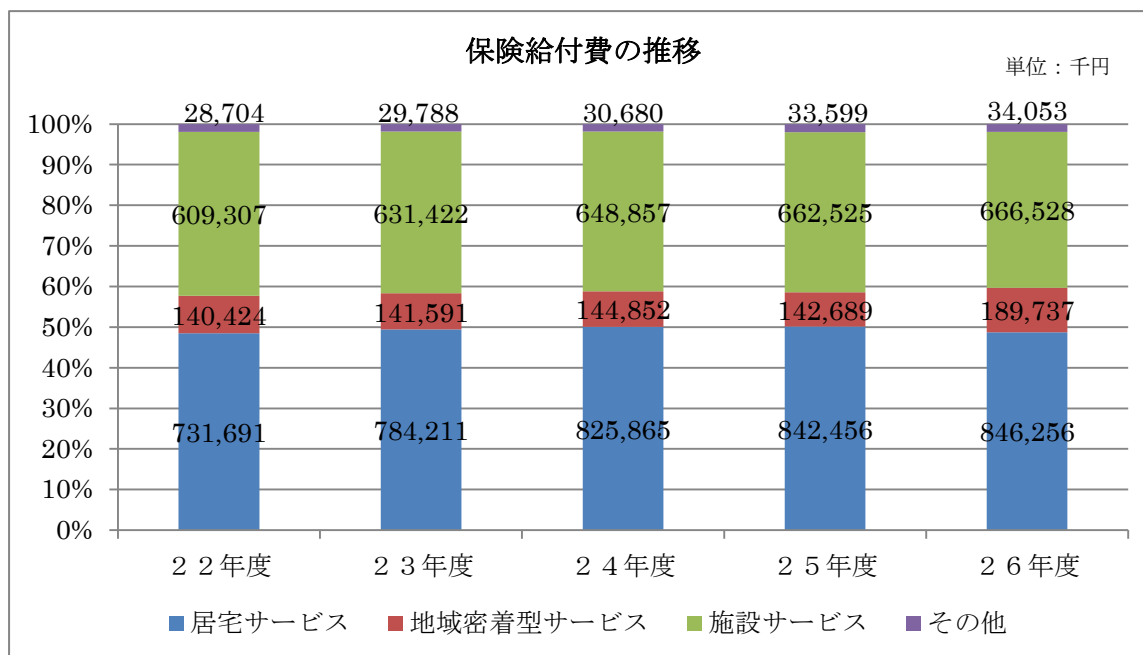
超高齢社会における介護問題の解決を図るため、要介護者等を社会全体で支援するしくみとして、平成12年度に介護保険制度が創設されました。矢掛町のサービス利用者は、創設当時の477人（65歳以上人口に対する利用率10.0%）から、地域社会や家族構成の変化により、平成26年度末では971人（同18.1%）に、また保険給付費は7億3,800万円から17億3,700万円（2.3倍）に増加し、介護保険制度は介護を必要とする高齢者を支える制度として定着してきました。

平成27年度を初年度とする「第6期矢掛町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」においては、「自助・近助・共助・公助でつくる、高齢者が健やかで安心して暮らせるまち“安心・安全あったか 矢掛”の実現」を基本理念として位置付けており、すべての高齢者が住み慣れた地域で、健康で生きがいを持ち、笑顔で安心していきいきとした生活を送ることができる社会をつくるために、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の実現を目指し、在宅医療介護連携の推進等の取り組みを展開しています。

コーホート変化率法による推計では、平成32年には矢掛町の高齢化率は、38.3%と推測され、さらに団塊の世代が65歳を迎えた平成27年問題、その10年後に75歳を迎える平成37年問題にみられるように、介護が必要となる高齢者、特に認知症高齢者の増加が懸念されます。

こうした中、「地域包括ケアシステム」の構築とともに、地域支援事業（介護予防事業）の取り組みを、より一層推進する必要があります。





【施策の方向】

1 在宅生活を支える支援策の充実

住み慣れた自宅又は地域で、できるだけ長く生活ができるよう、生活支援サービスや相談窓口を充実します。また、近所でのつながりや行政、各種関係機関、民生委員児童委員、NPO、ボランティア、自治会、町内会、老人クラブ等が連携を図り、地域全体で高齢者の生活を支えるための地域ネットワークを強化します。

2 地域包括ケアシステムの構築

高齢者が要介護状態又は要支援状態になることを予防し、活動的で生きがいをもって生活できるよう支援するとともに、地域において介護予防に資する自発的な活動が広く実施され、高齢者自らが主体的に介護予防に取り組む地域社会の構築を目指します。

3 介護保険サービスの適正な運営

介護保険事業全般の充実と質の向上を目指し、サービスの必要な提供体制を確保するとともに、質の高い介護サービスやケアマネジメントを実現する様々な施策を推進し、利用者の視点に立った利用しやすい環境づくりを目指します。また、将来にわたって、安心してサービスが提供できるよう、介護給付適正化に努めます。

【具体的な取り組み】

- ◆生活支援ボランティアの養成、認知症の理解を図る研修会の開催
- ◆関係者のネットワークの構築や資源開発を推進する「地域ケア会議」の開催
- ◆民営・民活による介護老人保健施設の設置

【目標指標】

目標指標	H26 実績値	H32 目標値	H37 目標値	関連事業名
生活支援ボランティア 人数	—	5人	10人	
住民主体による通所型 サービスの提供	—	10件	20件	

【用語解説】

★コーホート変化率法

「コーホート」とは、同じ年（又は同じ期間）に生まれた人々の集団のことを指す

例えば、平成14年4月2日～15年4月1日生まれのコーホートは、平成17年4月1日時点で満2歳、平成21年4月1日時点で満6歳となり、平成21年度の小学1年生となる人々の集団である

「コーホート変化率法」とは、各コーホートについて、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法である

推計するものが比較的近い将来の人口であり、変化率の算出基礎となる近い過去に特殊な人口変動がなく、また推計対象となる近い将来にも特殊な人口変動が予想されない場合は、この方法を用いることができる

施策 4-10 国民健康保険制度の充実

【現状と課題】

国民健康保険は、被用者保険等の加入者を除く75歳未満のすべての人を対象とする公的医療保険制度です。全国的に加入者の高齢化が進み、医療費水準が高く、財政運営上大きな問題となっています。

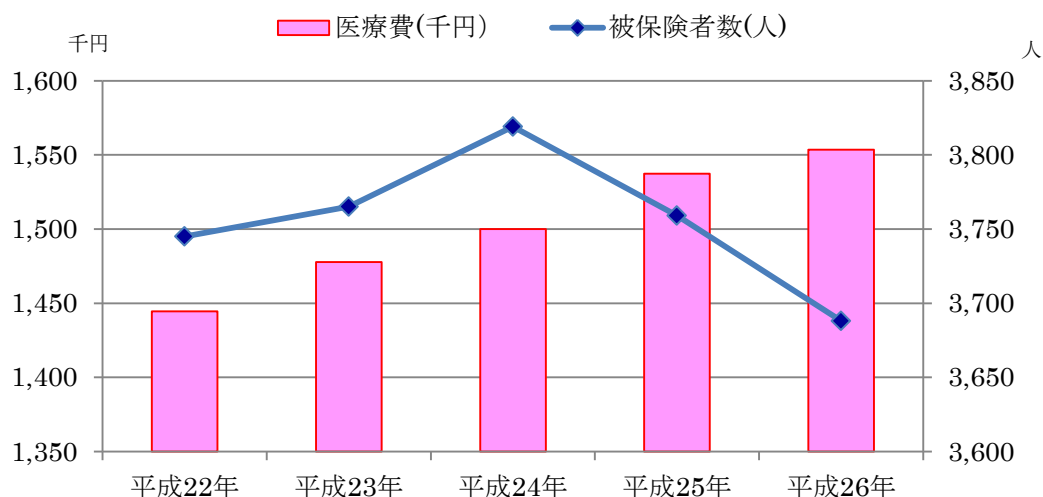
矢掛町においては、特定健康診査・特定保健指導を積極的に推進しており、受診率向上に努めています。また、無駄な医療費を節約するため、ジェネリック医薬品の普及啓発やレセプト点検を実施しています。

保険税については、収納対策として、長期滞納者・多額滞納者に対して、納税相談等を実施するとともに、短期被保険者証・資格証明書の発行を行うなどの対策により収納率の向上に努めています。

しかし、今後高齢化が更に進み、制度の構造的な問題などにより、国民健康保険事業の運営はますます厳しくなっていくことが予想されます。なお、平成30年度から岡山県が財政運営の責任主体となり、国保運営に中心的な役割を担い、事務の効率化・広域化を図っていきます。市町村は引き続き資格管理、保険給付、賦課・徴収、保健事業等地域におけるきめ細かい事業を行っていく上で、適正かつ健全な事業運営になお一層取り組む必要があります。

◆国民健康保険被保険者数及び医療費の状況

区分	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
世帯数(世帯)	2,158	2,172	2,209	2,194	2,177
被保険者数(人)	3,745	3,765	3,819	3,759	3,688
医療費(千円)	1,444,610	1,477,711	1,499,896	1,537,387	1,553,516
1世帯当たり費用額(千円)	669	680	679	701	714
1人当たり費用額(千円)	386	392	393	409	421



【施策の方向】

1 健康づくりの推進

保健・医療・福祉・介護の各部門が連携し、特定健康診査・特定保健指導のさらなる推進を図り、自己健康管理意欲を高め、自主的に健康づくりを実践できる環境を整備し、医療費の適正化に努めます。

また、レセプトや特定健診等のデータ分析を行い、効果的・効率的な保健事業を推進します。

2 保険税の収納促進

長期滞納者については、被保険者証の返還及び短期被保険者証・資格証明書の交付を行い、国民健康保険制度の理解が深まるよう啓発し、納税相談等の実施により収納率向上を図るなど健全な事業運営に努めます。

3 医療費の適正化

医療費の抑制を図るため、ジェネリック医薬品の差額通知を行い、普及啓発・医療費の適正化に努めます。

【目標指標】

目標指標	H 2 6 実績値	H 3 2 目標値	H 3 7 目標値	関連事業名
ジェネリック医薬品による医療費削減効果	11,040 千円	14,500 千円	15,000 千円	—

【用語解説】

★ジェネリック医薬品

新薬の特許期間の切れた後に、他社が製造する新薬と同一成分の薬
効能、用法、用量も新薬と同様であるが、開発費がかからないため価格が安い

★レセプト

患者が受けた診療について、医療機関が保険者（市町村や健康保険組合等）に請求する医療報酬の明細書のことである

施策 4-1-1 救護施設の充実

【現状と課題】

町立矢掛寮は救護施設として、県内の各福祉事務所や県からの委託を受けて、要保護者（定員 50 名）を受け入れています。

入寮期間の長期化・高齢化に伴い、平均年齢は 69 歳、平均在寮期間は 17 年となっており、人生の大半を施設で過ごされる入寮者も多くおられ、健康状態の低下、身体機能の衰弱も感じられます。

このような状況の下、介護、支援に要する多大な労力と、看護面での身体・精神状況の変化への対応により、職員の負担が急増しています。

施設については、昭和 38 年 5 月に開設以来、半世紀を経過する中、老朽化やバリアフリー化、耐震化、消防法等、施設の管理面で深刻な状況となっています。

【施策の方向】

1 処遇の充実

入寮者の基本的人権が尊重され、優しさにあふれ、快適で、元気な寮生活が送れるよう支援します。高齢化、重複障害にも対応できるよう、施設内自立・社会生活自立を含め、利用者の希望要望を踏まえた個別支援計画を推進します。

また、施設内での各種クラブ活動、地域社会との交流等を通じ、生きがいを持って生活できるよう環境づくりに努めるとともに、地域生活移行支援機能に向け一層の努力に努めます。

2 施設の充実

施設の老朽化並びに施設基準に対応するため、施設改修ならびに維持補修に努めます。

更に今後の福祉制度の動向、同種施設の実態を把握しながら、施設の組織運営について研究を進めます。

【具体的な取り組み】

- ◆入寮者の満足度と携わる職員体制の均衡を図る中で、計画的かつ効率的な生活スケジュールや諸行事を立案して実施します。
- ◆入寮者の良好な生活環境を保持するため、緊急性、必要性を考慮し、施設や設備の維持管理に努めます。

施策4-12 介護老人保健施設の充実

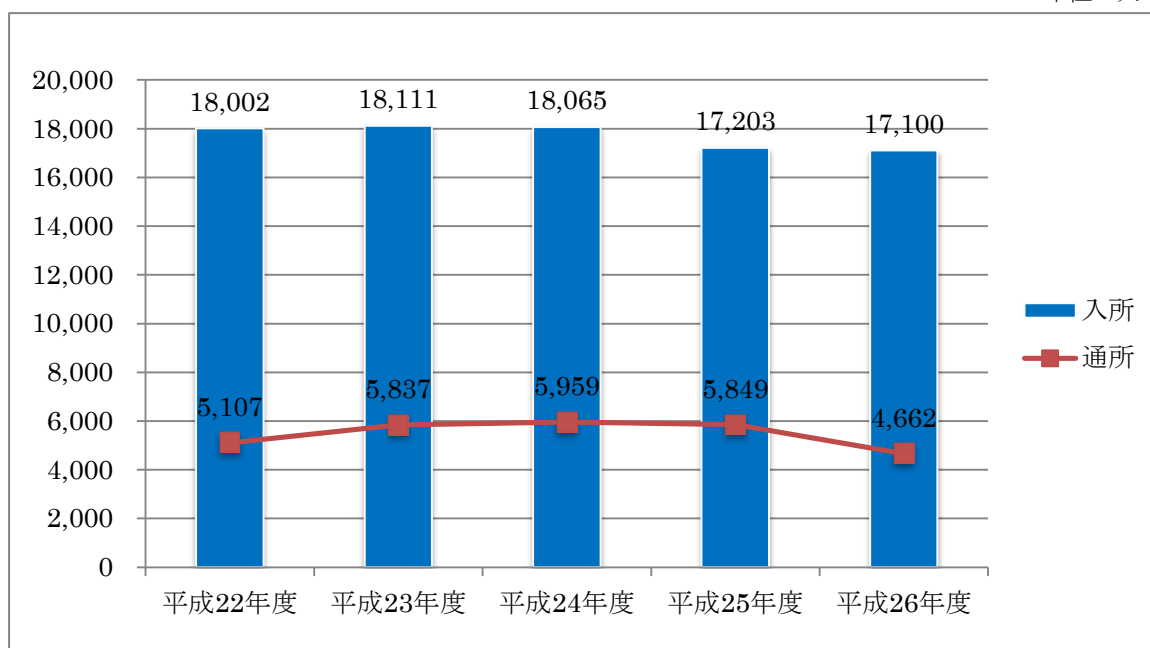
【現状と課題】

1 利用者数の減少

矢掛町介護老人保健施設たかつま荘の入所及び通所利用者数は年々減少しています。平成26年度は通所利用者数が前年度と比較して20.2%（△1,187人）も減少し、利用者の確保が課題となっています。

■利用者の推移

単位：人



2 施設の老朽化

平成27年度で開設20年となり、その間、大規模な施設改修もなく、屋上防水、空調、電灯設備など老朽化対策が必要です。

【施策の方向】

介護保険法では、介護老人保健施設は「利用者の生活機能を向上させ、在宅へ戻す施設」との位置づけから、平成27年度の介護報酬改定では、在宅強化型へのさらなる評価やリハビリの推進などがより明確に示されたものとなりました。

これからの方向性としては、そのようなことを踏まえた上で、利用者増につながる、付加価値のある施設改修を行い、施設機能と利用者へのサービス向上に努めます。

【具体的な取り組み】

◆従来の施設機能の見直し、利用者本位の施設改修を進め、利用者確保に努めます。

施策 4-13 地域医療体制・救急体制の充実

【現状と課題】

矢掛町国民健康保険病院は、1日平均外来患者数約210人、入院患者数は約100人、救急車搬入数年間450～500件で、内科・外科を中心とした一般的な診療科とCT・MRIなどの高度医療器械を有する病床数117床の町立病院です。また、町内で唯一の救急告示病院として大きな役割を果たしています。

今後予測される町全体の人口推計は、減少傾向にあるものの、高齢化率の上昇により医療を必要とする人口は平成27年と同水準と予想されており、現状の地域医療体制規模を維持していく必要があります。

医師・看護師等の人材確保は最重要課題であり、人材不足により医療環境の充実が困難な状況となっています。さらに、人材不足の収益に与える影響も大きく、厳しい病院運営が続いています。医師等の医療スタッフの確保を図り、町民の安心につながる救急医療体制の維持・発展、また、医療介護連携を強化し、在宅での医療支援の拡充が課題となります。

■患者数の推移

(単位：人)

	平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	延患者数	1日平均	延患者数	1日平均	延患者数	1日平均	延患者数	1日平均	延患者数	1日平均
入院	34,762	95.2	34,113	93.2	34,820	95.4	35,099	96.2	37,521	102.8
外来	59,964	246.8	55,434	227.2	53,560	218.6	53,500	219.3	52,397	214.7
合計	94,726	—	89,547	—	88,380	—	88,599	—	89,918	—

【施策の方向】

1 地域医療体制の安定的な継続

人材確保による医療環境の充実と在宅医療介護の連携の強化という課題に取り組み、町民が安心して暮らしていくことができるように確かな病院事業を継続していく必要があります。

そのために、常勤医師・看護師などの医療スタッフが当院に魅力をもち定着できる環境をつくります。平成26年に当院の西側に医師・看護師住宅等の建設予定用地を購入しており、労務環境を整え、矢掛町に定住し医療に取り組む人材を確保し、病院施設等の充実による運営体制の確立を図ります。また、院内業務の外部委託や積極的な施設基準の見直しなどによる経営の効率化を行い、安定した経営体制を継続します。

2 地域医療介護連携の推進

町内の医療機関、施設、行政機関と密接に連携し、患者様の状態に応じた円滑で適切なケアを図るため、町民の健康・福祉・介護の総合的なサポートをめざします。そして、地域の中核病院として地域住民に信頼される病院事業を展開していきます。

3 救急医療体制の充実

24時間体制の初期医療救急病院とし救急患者を受け入れ、必要に応じて近隣の高度機能を有する病院と連携を強化することで町民が安心して暮らしてゆける体制の維持に努めます。

■重点目標 4 安全かつ快適に暮らすための生活環境の整備と防災体制

の拡充

基本目標 5 快適な生活環境づくりを進めるまちづくり

施策 5-1 適正な土地利用の推進

【現状と課題】

土地は人々の生活や生産活動の基盤であり、まちづくりの基本的な要素です。このため、地域の発展のためには、土地を有効に利用していくことが必要です。農用地や森林は、農産物・木材生産等の経済的機能及び国土や水源保全、自然環境保全や災害の防止等の公益的機能を持っています。しかし、人口減少や高齢化に伴い、耕作放棄や荒廃が進行しています。

今後は、農用地を長期的に保全していくとともに、宅地や商工業活動用地の適正な開発の誘導等により、自然環境・景観や森林資源の保全に努めることが重要な課題となっています。

また、定住・交流人口の増加など社会的要請に対応した積極的な土地利用を図ることも必要になっています。

【施策の方向】

土地利用については、国土利用計画等の長期的展望に立ち、都市計画法や農地法等の関係法令及び岡山県県土保全条例や矢掛町開発事業の調整に関する条例等を適正に運用するとともに、土地利用のビジョンを踏まえた土地利用計画の策定と都市計画の見直しを検討します。

また、利用区分ごとに、次のような基本的な考えのもとに、土地利用を推進していきます。

1 農用地

農用地は、生産活動の基盤であるとともに、自然環境と健全な地域社会を維持するための基盤であるため、耕作放棄による荒廃や無秩序な開発を防止することに努めます。また、地域に適した農作物の栽培推進に努めます。

2 森林

森林の持つ水源のかん養、生活環境の保全、災害防止等の公益的機能の維持を図るため、計画的な森林整備等を実施し、森林の保全に努めます。

3 住宅用地

子育て世代や定年退職する団塊の世代等の定住促進を促すため、生活の利便性や環境等に配慮した住宅用地の確保に努めます。さらに、空き地等の有効活用にも努めます。

4 商業・工場用地

若者の人口流出の抑制と町外からの転入を促進するためには、雇用の場が必要であり町内への企業誘致は重要な施策となります。公害のない自然環境にやさしい優良企業の誘致活動や地場産業の育成を推進するため、必要な用地の確保に努めます。

施策 5-2 効率的な水利用の促進

【現状と課題】

矢掛町の中央を東西に小田川が流れ、これに美山川、星田川、和田川、道々川などの支流が北部、南部から流入しています。町民の生活・生産活動に必要な生活用水や農業用水及び工業用水は、主としてこれらの川やため池、ダム等から得られています。

更に、上水道は、小田川、星田川付近の地下水を水源にしており、良質で安定的な確保が望まれます。

【施策の方向】

町全域での水資源の有効活用ため、ため池や河川等の適正維持に努めます。

また、上水道への安定的な給水を図るため漏水防止に努めるとともに、水源等の定期的な点検・洗浄・補修を実施し、水の効率的利用に努めます。

施策 5-3 快適な生活空間の整備

【現状と課題】

矢掛町は、小田川沿いに形成された旧山陽道の宿場町として栄えた商店街と住宅が混在する矢掛市街地と井原、笠岡、美星への分岐点である旧小田町の小田市街地、これを取り巻く山と川に恵まれた自然豊かな周辺地域に分布する集落地により形成されています。

矢掛町の土地利用は、住宅地域を中心とした都市計画法の非線引用途地域と、農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地区域とを、総合的・計画的に調整を図りながら、用途の純化や利用の適正化に努めてきました。

しかし、井原線の開通や高速交通網へのアクセス道の整備が進み、物流や観光客をはじめ遠方からの来町者が増加する傾向にある一方、土地利用に対する町民のニーズも変化しています。

このような中、町民生活の向上や産業の振興を図り、明確な土地利用区分に基づく適正な規制と誘導により、調和のある土地利用の推進に努め、住む人、訪れる人々を魅了し、快適さや豊かさを感じ、ゆとりや活気をもたらすことが求められています。

【施策の方向】

1 うるおいのある市街地の形成

健康で文化的な生活や機能的な活動を確保し、健全な発展と秩序ある整備を図るため、適正で効率的な土地利用の推進を図ります。市街地は歴史的な町並みと商店街、生活のための住宅という面を持っていることから、観光資源としての歴史的な街並みを生かしつつ、生活の利便性や機能性を向上させるため、無電柱化等の公共空間整備を総合的、計画的に進めます。

2 自然・歴史を生かした周辺地域の形成

周囲を山に囲まれ、小田川とその支流美山川地域に開けた美しい景観の保全に努めるため、土地利用と地域振興の方向に配慮し、保全すべきところと開発すべきところを区分し、計画的な土地利用の推進を図り、保全すべきところは町民、企業、行政がそれぞれの役割を果たしながら、協働の取り組みを進めます。

3 やさしさを感じられる施設整備

公共施設の整備にあたっては、本格的な高齢化社会を迎え、バリアフリー、ユニバーサル・デザインの考え方に沿った誰もが暮らしやすいまちづくりが求められています。段差の解消、手摺の設置など、高齢者、障害者や乳幼児を含むすべての人が利用しやすい施設整備が求められており、施設の適正な維持とともに改修も進めていきます。

【具体的な取り組み】

- ◆住宅リフォームの推進
- ◆矢掛市街地無電柱化の推進
- ◆空き店舗改修制度

【目標指標】

目標指標	H26 実績値	H32 目標値	H37 目標値	関連事業名
住宅リフォーム補助 件数	94件/年	100件/年	100件/年	住宅リフォーム補助事業
矢掛市街地無電柱化 延長	0m	300m	950m	無電柱化事業

【用語解説】

★バリアフリー

もともとは建築用語で「バリア（障壁）」を「フリー（のぞく）」という意味で、障壁となるものを取り除き、生活しやすくすることを意味する。建物内の段差など、物理的な障壁の除去という意味合いから、最近ではより広い意味で用いられている

★ユニバーサル・デザイン

文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障害・能力の如何を問わずに利用することができる施設・製品・情報のデザイン

施策 5-4 住み続けられる環境の整備

【現状と課題】

人口減少社会の進行とともに、空き家が増加しています。町内の空き家が放置されると近隣住民、自然環境及び景観や防犯に悪影響を及ぼしたり、地域コミュニティ活動の運営に支障をきたします。そこで、空き家を有効活用して町外からの転入を促進し、町内への人口流入を図り、集落機能を維持し住み続けられる環境を整備することが重要となります。

町民が住みやすいと感じ、地域が賑やかで活気のあるまちとなるように空き家の利活用促進が課題となっています。

【施策の方向】

1 住み続けられる環境整備

(1) 空き家の利活用の推進

空き家の有効活用を推進します。そのために現在運営している空き家情報登録制度及び空き家改修補助制度、空き家活用新規創業支援制度により、移住・定住や起業・創業支援を行います。

(2) 移住者の受け入れ体制の整備

移住支援情報を広く発信しながら、移住希望者からの問い合わせ・相談に的確に対応します。また、移住者が円滑に生活をスタートできるよう、受け入れ集落との連絡・調整を行います。もともと住んでいる人と新たに移住する人がともに住みよいまちづくりを進めます。

(3) お試し住宅の整備

移住を考えるうえでは、矢掛町での生活を体験してもらうことが移住の意思決定を促すものとする。そこで、お試し住宅の運営方法も含めて、地域住民に対する移住支援の理解を高めるとともに、お試し住宅の整備検討を行っていきます。

【目標指標】

目標指標	H26 実績値	H32 目標値	H37 目標値	関連事業名
空き家登録物件利用成約件数	11件	40件	70件	空き家・空き農地利活用事業

施策 5-5 住環境整備の推進

【現状と課題】

公営住宅は、住宅に困窮する者の居住の安定を図るため、また、町民、特に若年層の定住や転入者の受け皿として重要な役割を果たしており、今後も多様な居住形態に応じた住宅の提供や居住水準の向上を図る必要があります。公営住宅の内訳としては、町営住宅111戸、特定公共賃貸住宅69戸、定住促進住宅60戸を管理運営しています。

町営住宅は、建設後30年の耐用年数を経過した住宅が78.4%と老朽化が進んでおり、小林住宅及び小田住宅の15戸については、すでに入居者の募集を停止しています。特定公共賃貸住宅では、若い世代を中心に高い入居率となっています。また、定住促進住宅も平成21年7月の家賃改定により入居が好調であり、高い入居率となっています。

老朽化が進んでいる町営住宅については、必要に応じた改修や建て替えの実施が今後の課題となっています。

【施策の方向】

1 町営住宅の整備

老朽化した町営住宅を計画的に整理します。

2 優良宅地の整備

土地開発公社の住宅用地造成事業と様々な優遇措置を創設し、町内の宅地造成及び分譲を計画的に進めることで、継続して良好な住宅地の供給を図ります。また、子育て世代や高齢者のニーズに対応した住宅の整備を促進するとともに、菜園スペースなどの付加価値に配慮した住宅用地の整備に努めます。

3 定住対策の促進

町内からの転出を抑制し、町外からの転入を促進するため、矢掛町への定住希望者に対する定住支援施策や、定住化を目指し、他の施策と連携しながら滞在型の交流居住など、若者や定年退職する団塊の世代等の定住の促進を図ります。

【具体的な取り組み】

- ◆老朽化した町営住宅の計画的な整理
- ◆土地開発公社による住宅分譲地整備

【目標指標】

目標指標	H26 実績値	H32 目標値	H37 目標値	関連事業名
老朽化町営住宅整理率	31.2%/年	43.7%/年	56.2%/年	町営住宅管理事業

施策 5-6 上水道施設の整備

【現状と課題】

上水道は、安全な水を安定的に供給するという重要な役割を持ち、健康で文化的な生活や社会経済活動を支える上で欠くことのできないものです。

矢掛町の上水道は、昭和50年に通水を開始して以来、安全な水を安定して供給するため、水源の確保や施設の整備拡充などの施策を推進してきました。平成22年3月には簡易水道事業を統合し、上水道は町の全域にわたって普及し、平成27年3月31日現在の給水人口は14,840人、普及率は99.4%となっています。

しかし、節水機器の普及や人口の減少により使用水量は年々減少しており、また各水道施設や石綿セメント管等の老朽管の更新・改修を計画的に進める必要があります。

今後も収入の減少が続く見込みであり、上水道をとりまく今後の経営環境は非常に厳しいものとなっており、安全でおいしい水の安定的な供給に努めるとともに、経営の効率化をより一層図る必要があります。

そうした一方で、災害に強い水道づくりが求められており、災害時の給水拠点の整備を進めます。

【施策の方向】

1 水道ビジョン（水道事業の経営戦略）の策定による効率的な事業運営の推進

平成37年度の矢掛町の人口目標を13,250人にすると示されており、水道事業運営の長期的な視点に立った水道ビジョンを策定し、給水人口・給水量の減少を前提とした、「安全」・「持続」・「強靱」な水道の目標に向け、計画的かつ積極的な施設や管路の更新・改修を進めます。

（1）浄水場の耐震改修及び浄水場施設の更新・改修

上水道の基幹施設である浄水場の耐震改修が必要となっており、水道ビジョンに基づき浄水場施設の更新・改修を行います。

（2）老朽施設の更新・改修

石綿セメント管等の老朽管の更新・改修については、現在、下水道整備事業と連携して効率的に行っており、下水道事業完了後も水道ビジョンに基づき積極的に行います。また、配水池・ポンプ室等の水道施設も計画的に更新・改修を行います。

（3）有収率の向上

安全で安定した給水サービスの提供のためには、施設を維持するだけでなく、その経営の根幹に関わる有収率を向上させることが重要課題であり、経営改善、経営戦略の施策として積極的な有収率向上対策を実施します。

(4) 災害時の給水拠点の整備

災害などが起こった場合の断水に備えて、飲料水を確保するため、浄水場や配水池を、応急給水の拠点とするとともに、避難所などへの給水タンク設置により災害時の飲料水の確保に努めます。

2 良質な水の供給

町民に、「安全でおいしい水」を安定供給できるよう施設管理、水質管理に努めます。

【具体的な取り組み】

- ◆水道ビジョンに基づく計画的な施設更新等の実施
- ◆定期的な漏水調査の実施による有収率の向上
- ◆石綿セメント管の解消

【目標指標】

目標指標	H26 実績値	H32 目標値	H37 目標値	関連事業名
水道施設の更新	8.2%	29.1%	50.0%	上水道事業
有収率の向上	75.8%	82.9%	90.0%	上水道事業
石綿セメント管更新残延長	5.0km	3.3km	1.6km	上水道事業

施策 5-7 下水道施設の整備

【現状と課題】

本町の下水道整備事業は、地域の特性を考慮し、整備手法として公共下水道・農業集落排水・合併処理浄化槽の3手法を用いた整備計画により効率的な推進を図ってきました。公共下水道事業は、平成5年度に着手後、平成10年度末に一部供用を開始し、平成29年度の管路整備完了を目指し、整備を進めています。また、平成24年度には笠岡市北部地区の受入れ、共同整備事業による汚泥処理施設の整備により町内の浄化槽汚泥やし尿についても処理するなど、施設の有効活用に努めています。

農業集落排水事業では、西三成地区、中地区、東三成地区、横谷地区と順次供用を開始してきました。浄化槽設置整備事業では、平成4年度から公共下水道事業及び農業集落排水事業の認可区域外の浄化槽設置者に対して補助を実施し、平成26年度末現在で814基が補助対象として設置されています。

これらの事業を総合的に展開してきたことにより、平成26年度末の汚水処理人口普及率は96.1%となり、全国平均、及び岡山県平均の汚水処理人口普及率を大きく上まわり、一定の成果を上げております。

しかし、水洗化率は、平成26年度末で69.2%となっており、未水洗化世帯の解消が大きな課題となっています。また、人口減少社会の到来により、人口規模に合った処理施設に統合し、維持管理費を削減することが重要となっています。

【施策の方向】

1 水洗化の促進

下水道施設が整備されても、下水道施設を利用しなければ生活環境の改善、公共用水域の水質保全、建設経費の早期回収等の事業目的を達成することができません。そのため、下水道施設の効果、正しい利用方法や指導、また、排水設備工事費補助制度及び排水設備工事資金利子補給制度の周知を図り、未水洗化世帯への水洗化を推進します。

また、合併処理浄化槽区域の住民の方には、合併処理浄化槽の役割やその設置に対する補助制度の周知を図り、今後、一層整備が進むよう取り組んでまいります。

2 適正な維持管理

公共下水道施設は、長寿命化計画によりライフサイクルコストの低減を目的とした、施設の改修、更新を計画的に実施し、流下能力、処理能力の低下を防止するとともに、効率的な維持管理体制を目指します。

また、農業集落排水施設は、処理施設の合理化を促進するとともに、適正な規模の処理施設を目指し、維持管理費の低減を図ります。

3 経営の健全化

下水道施設整備には巨額の費用を要するため、国・県の補助金、地方債、受益者負担など財源の確保に努め、水洗化の促進による使用料金の増収、また、徹底した建設コスト・維持管理コストの縮減を図り、経営の健全化を目指します。

下水道事業は、今後発生する更新投資や人口減少による料金収入の低下を踏まえた長期的な視点に立った経営計画が求められています。そこで、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に取り組むため、公営企業会計への移行を進めます。

【具体的な取り組み】

- ◆水洗化活動への積極的な取り組み
- ◆維持管理費の低減を目指した施設規模の適正化
- ◆下水道企業会計への移行

【目標指標】

目標指標	H26 実績値	H32 目標値	H37 目標値	関連事業名
水洗化率	69.2%	80.0%	90.0%	公共下水道事業 農業集落排水事業 合併処理浄化槽設置整備事業
公営企業会計への移行	0%	100%	100%	公共下水道事業 農業集落排水事業
施設規模の適正化 (計画処理人口)	14,450人	13,170人	12,320人	公共下水道事業 農業集落排水事業

施策 5-8 道路の整備

【現状と課題】

道路は日常生活に必要な不可欠な生活関連施設であるとともに、経済活動を支える基本的な社会基盤であるため、利用者が安心して利用できるネットワークを形成していくことが必要です。矢掛町の幹線道路は、国道486号を中心に、他に主要地方道4路線、一般県道4路線により構成されており、倉敷市をはじめ近隣市町及び山陽自動車道へのアクセスもスムーズに行え、広域的な連絡が容易となっています。これらの国道・県道が軸として、更に町道が町内を縦横に結んでおり、交通の円滑化、地域の活性化を生み、町民の生活基盤を支えています。

しかし、近年は自動車交通量の増加、中でも大型車両の通行が増加しており、交通を円滑にするための道路整備と歩行者の安全確保が大きな課題となっています。また、地区内の道路は、通勤・通学・買物等、町民の生活道路として主に利用されており、利便性の向上に向け、新設・改良及び道路の舗装補修などの維持管理の推進が求められています。さらには、景観や町並みに配慮した道づくりを進めるとともに、道路の美化対策をより一層推進し、道路環境の質的向上と魅力ある町並みの整備に努める必要があります。

【施策の方向】

地域の連携強化を図る幹線道路を計画的に整備するとともに、地域住民の理解と協力を得ながら、安心して安全なまちづくりに向けた生活道路を整備します。

1 道路・橋梁の整備

(1) 幹線道路の整備

町内1・2級幹線道路の拡幅・整備を行い、地域間の連携強化を図る道路や、広域的な連絡を図る道路網の整備を進めます。

(2) 生活道路の整備（町道）

生活道路を整備し、居住環境の向上、緊急車両及び災害活動の迅速性の確保、日常生活における利便性向上と安全確保を図ります。

(3) 橋梁（町道）

橋梁点検計画に基づき、近接目視による橋梁点検を行い、効率的な補修工事や修繕を計画的に実施し、橋梁の長寿命化及びライフサイクルコストの低減を図ります。

2 安全で快適な道路環境の整備

人と車の安全な通行を確保するため、交差点の改良や狭あいな道路の拡幅等、安全な道づくりを進めるとともに、バリアフリーの考えを取り入れた高齢者や障害者などにも配慮した道づくりを進めます。

【具体的な取り組み】

- ◆狭あい道路の整備促進
- ◆舗装改良事業の推進
- ◆道路施設の点検サイクルの確立
- ◆橋梁補修の推進

【目標指標】

目標指標	H26 実績値	H32 目標値	H37 目標値	関連事業名
狭あい道路整備路線数	29 路線	45 路線	60 路線	狭あい道路整備促進事業
舗装改良路線数	7 路線	25 路線	35 路線	道路維持管理事業
橋梁補修件数（累計）	4 件	10 件	20 件	橋梁改修事業

施策5-9 河川の整備

【現状と課題】

矢掛町には、小田川をはじめ1級河川が16河川、砂防指定地が25箇所、その他多数の普通河川があります。これらの河川は、自然豊かな河川環境を有し、様々な生物が生息する緑地や水辺も残され、流域住民等に慕われるとともに、各種用水に利用されるなど暮らしと経済を支える川です。

しかし、過去幾度となく洪水氾濫や渇水被害に見舞われ、川沿いの住民の貴重な生命や財産を脅かしてきた川でもあります。特に中小河川においては、漏水や護岸の老朽化、土砂堆積による河床の上昇等が進んでいるため、河川改修、浚渫、護岸工事等の整備に努める必要があります。このうち、矢掛町の主要河川である小田川については、河川改修や、河川内の雑木の除去、竹林の除根が計画的に行われていますが、残る未整備区間の早急な改修も求められています。

また、これからの河川整備においては、洪水や渇水による被害が起こらないよう、人と川が共生し、水資源を人々の知恵と連携によって利用し、清らかな水や魅力ある景観等豊かな自然環境を保全し、流域の歴史文化が後世に伝えられるよう水系一貫のもと、流域住民が一体となり活力ある水辺空間づくりに取り組む必要があります。

【施策の方向】

1 河川の改修

小田川の河川改修については、河川巡視による目視点検を行い損傷や異常を把握するとともに定期的な施設の点検を継続的に行うことにより、洪水や渇水の心配がない川づくりを目指します。

また、洪水時には河川内に大量の流木等の障害物が漂着し、管理上支障をきたしているため河川内に繁茂した雑木の伐採を実施し、河道の適正な維持管理を目指します。

2 河川環境の保全

本来、川が持っている豊かな河川環境を重要な機能ととらえ、貴重な動植物はもとより川の流れに育まれる生態系に配慮した川づくりを目指します。

河川敷で癒しのある水辺空間の創造や環境保全意識の高揚を図るため、町民グループ等と行政との連携による河川環境美化活動を行う川のアダプト事業を推進します。

【具体的な取り組み】

- ◆リフレッシュ事業による河川の適正管理の推進
- ◆おかやまアダプト推進事業の一層の普及推進

【目標指標】

目標指標	H26 実績値	H32 目標値	H37 目標値	関連事業名
リフレッシュ事業の実 施面積	2.5ha/年	3.5ha/年	4.0ha/年	ふるさとの川リフレッシュ 事業
おかやまアダプト推進 事業参加団体数	105 団体	130 団体	155 団体	おかやまアダプト推進事業

施策 5-10 公共交通の充実

【現状と課題】

矢掛町における広域的な公共交通手段として大きな役割を担っている鉄道井原線は、町の中央を東西に運行しており、町内には、三谷、矢掛、小田の3駅があります。利用者の主要な移動先である倉敷、岡山、福山等の都市部への移動には乗換えが必要であること、矢掛駅と小田駅の間は商業施設が立ち並び、人が多く集まる地区であるが、最寄りの駅まで遠いこと、井原線は高架の為、高齢者や障害者には利用しにくいなど、利便性の向上が強く望まれています。

また、人口の減少やマイカーの普及等により、井原鉄道は利用人数の低迷など厳しい状況が続いております。しかしながら、地域の足の確保やまちづくりの発展のためには、井原鉄道の維持・活用が重要であり、そのためには、町民みんなの鉄道として、マイレール意識の高揚を図り、通勤・通学、産業活動への利用など、沿線住民・各種団体・自治体、井原鉄道㈱等が一体となって、利用を強力に進める必要があります。

バス路線は町民の生活を支える重要な交通の手段であることから、バス路線を担う事業者に対し、行政が補助金による支援を行い、バス路線の維持に努めてきました。しかし、人口の減少や生活様式の変化により、バス路線の利用は減少傾向にあります。この傾向が、このまま推移した場合、バス路線事業と行政の負担は増大し、やがて、存続が危ぶまれることが予想されます。そうなれば、高齢者や障害者など自ら移動する手段を持たない交通弱者にとって、安定的な生活を送るうえで大きな影響を及ぼすことになります。

そのため、現状の公共交通体系の見直しを行って、効率的な公共交通体系を再構築する必要があります。加えて、利用者のニーズに応じた公共交通体系とし、利便性を向上させ、利用者を増やしていく取り組みも必要です。

【施策の方向】

1 利便性の確保と利用促進

(1) 公共交通の利用促進

駅は町の玄関口です。訪れる通勤・通学利用者や観光客が気持ちよく利用していただくため、各駅の管理人による駅前広場・待合所の管理・清掃、観光客等への案内、無料駐車場・レンタル自転車の貸出等は継続して行います。また、利用者の利便性の向上を更に図る為、井原鉄道やバス会社など関係機関と協力して、倉敷駅や福山駅そして岡山駅への移動時間短縮、そして高齢者や障害者が利用しやすい駅施設のユニバーサル・デザイン化及び中間駅の設置などを検討します。また、観光情報の発信、企業・学校への利用促進の呼び掛け、通勤・通学者への利用料一部補助等、マイレール意識の高揚を図り、地域が一体となった利用促進を推進します。

2 各交通手段間の連携強化

町内には、笠岡市方面へ運行している広域的幹線の路線及び井原市美星町と結ぶ廃止路線代替バス路線と、鉄道井原線の3つの交通手段があります。この交通手段間の連携強化を図ることで、利便性を向上します。

3 公共交通ネットワークの形成

町民の日常生活に不可欠な鉄道やバスなどの交通手段に加え、町内福祉巡回バスを運行し、公共施設などへの移動の利便性向上に努めます。また、矢掛駅の周辺においては、鉄道とバスやタクシーなどの乗継利便性を高めるため、関係機関と連携してさらなる機能充実に努めます。

【具体的な取り組み】

- ◆公共交通体系の検討
- ◆公共交通の利用促進啓発

【目標指標】

目標指標	H26 実績値	H32 目標値	H37 目標値	関連事業名
井原鉄道利用者数	1,112,178人	1,120,000人	1,125,000人	井原線利用促進事業

基本目標 6 安全で安心を実感できるまちづくり

施策 6-1 循環型社会形成の推進

1 ごみの適正処分の推進

【現状と課題】

大量生産・大量消費・大量廃棄のライフスタイルが定着した今日、環境面においては、ごみ処理問題と再資源化が大きな課題となっており、ごみ処理コストの高騰や不法投棄の防止、最終処分場の確保など、廃棄物の処理が、社会問題となっています。

これらの問題を解決するためには、循環型社会の構築が重要であり、4R（リデュース：ごみ削減、リユース：再使用、リサイクル：再利用、リフューズ：ごみ発生抑止）の徹底が課題となっています。

矢掛町では、可燃ごみを井原クリーンセンターで、不燃ごみ・資源ごみは井笠広域資源化センターで処理していますが、施設の老朽化や最終処分場の埋め立て許容量の限界などの問題解決のため井笠地域3市2町で「ごみ処理広域化計画」を策定し、計画に沿った新たな施設整備計画が進められています。これらの施設整備に伴う建設費等は、ごみ処理コストに大きく影響し、ごみ処理にかかる費用は、今後ますます増大することが見込まれます。

町では、ごみ処理コスト削減のため、町民の理解と協力のもと、分別収集を実施しており、中でもペットボトルや缶、紙などの資源ごみや使用済み小型家電は、直接、業者と取引し、ごみ処理コストの削減に向けた努力をしてきました。また、自治会・PTA・子ども会などの団体による廃品回収は、再資源化に大きく貢献してきました。しかし、平成24年度を境に可燃ごみの排出量は増加に転じており、ごみ減量化を目的としたこれまでの施策は、すでに限界に達しているものと考えられます。

町民が将来にわたってきれいな環境の中で、健康で安全な暮らしを営むためには、循環型社会の形成が必要です。そのためには、循環型社会の土台創りとして、更なるごみの削減、分別の徹底など、町民の自主減量活動を推進する必要があります。今後は有料指定ごみ袋制度を含めた新たな施策の導入が課題となっています。

【施策の方向】

1 ごみ減量化、再資源化の推進

(1) ごみ減量化

ごみ処理は、広域で行っており、その処理費用は構成市町ごとの排出量に応じて負担しておりますが、町民の負担軽減のためには、ごみの減量化が重要です。そのため、可燃ごみの内、その多くを占める生ごみを減量するため、生ごみ処理機の利用やEMボカシを用いた生ごみの堆肥化など、ごみ減量化の有効性の高い施策を実施するとともに、広く町民に普及啓発を行い、町民ひとり一人の自主的なごみの減量化の取り組みを推進します。

(2) 再資源化

矢掛町では、平成19年4月からプラスチック類の分別収集を実施し、平成25年4月から使用済み小型家電の回収に取り組んできました。更に、平成27年4月から、雑紙や古布のごみステーションへの出し方を簡易にし、町民の利便性を向上させました。

今後においても、自治会やPTA、子ども会などの団体が行う廃品回収等自主的再資源化事業など住民主体の地域ぐるみの再資源化を推進します。

【具体的な取り組み】

- ◆ごみ減量化及び再資源化に向けた広報啓発活動の充実
- ◆ごみ減量化及び再資源化推進のための各種支援制度の充実
- ◆有料指定ごみ袋制度の導入

2 廃棄物処理体制の推進

矢掛町と井原市で構成する井原地区清掃施設組合のごみ焼却施設である井原クリーンセンターは、施設の老朽化により、平成26年度から2カ年計画で施設の長寿命化工事を実施しましたが、平成36年度には施設の耐用年数を迎えることとなり、新たな施設の建設が必要になります。また、井笠地域3市2町で構成する岡山県西部衛生施設組合の最終処分場についても、現在の施設はすでに埋立許容量に達しており、新たな最終処分場の整備計画が進められています。

なお、これらの施設の建設コストは、3市2町の人口とごみの排出量に応じて負担を求められるため、さらなるごみの減量化が求められています。

今後、ごみ処理広域化計画に基づき、井笠地域各市町と協調した、公平で持続可能な廃棄物処理体制を推進します。

【具体的な取り組み】

- ◆新最終処分場整備の推進
- ◆次期焼却場の候補地選定及び建設工事の推進

【目標指標】

目標指標	H25 実績値	H32 目標値	H37 目標値	関連事業名
ごみ減量化	2,729 t/年	2,529 t/年	2,328 t/年	じん芥処理事業

【用語解説】

★EMボカシ

EM菌で有機物（米ヌカ・油カス・魚カスなど）を発酵させた肥料で、いわゆる一般でいう「ボカシ肥」と同様なもの

施策 6-2 消費生活の安全と向上

【現状と課題】

急速な高齢化や情報化によって、消費者を取り巻く社会環境は大きく変化し、消費者問題は複雑・多様化しています。特に高齢者を狙った振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺^一の被害が増加しており、専門相談員による適切な助言が受けられる相談窓口の役割が重要となっています。

行政としては、町民がトラブルに巻き込まれないよう、消費生活に関する正しい知識や情報の普及啓発を一層行っていく必要がありますが、被害防止については、行政だけの対応では限界があり、地域で見守りができる体制づくりが求められます。

消費生活の安全の確保と向上は、町民にとって重要な課題であり、今後更に取り組みを強化する必要があります。消費者問題への関心が高まる中、町民一人ひとりが自らの消費行動や生活様式を見直すことが求められております。また、省エネ、省資源など環境に配慮した地域の取り組みを支援していく必要があります。

【施策の方向】

1 消費者意識の啓発

消費生活が多様化する中、消費生活上のトラブルを未然に防止し、自立した消費者を育成するため、様々な媒体を活用して、消費者意識の啓発と正しい知識の普及に努めるとともに、迅速で正確な消費者情報を提供します。

2 学校・地域と連携した消費者教育の推進

学校・地域と連携して、子どもから高齢者まで生涯を通じた消費者教育の推進に取り組みます。

3 消費生活相談体制・地域の見守り体制の充実・強化

複雑多様化する消費者問題に効果的に対処できるよう、消費生活相談員の資質の向上を図り、相談体制の充実を図ります。

また、消費生活サポーターの充実を図り、地域での見守り体制を強化します。

4 環境にやさしい消費者運動の推進

循環型社会の構築を目指した省エネ、省資源やリサイクル活動に自主的に取り組む各種団体を支援し、環境にやさしい消費者運動を推進します。

【具体的な取り組み】

- ◆岡山県消費生活問題研究協議会矢掛支部と連携した出前講座の推進
- ◆各学校・各種団体と連携した消費者教育の推進
- ◆消費生活サポーターの増員及び研修機会の充実
- ◆消費生活問題研究協議会等のごみ減量化、資源リサイクル活動の支援

【目標指標】

目標指標	H2 6 実績値	H3 2 目標値	H3 7 目標値	関連事業名
消費生活サポーター一県 登録件数	35 人	40 人	45 人	消費者行政活性化事業

施策 6-3 交通安全対策の充実

【現状と課題】

交通事故発生件数をみると、岡山県の人身事故発生件数は減少する傾向にあるものの、物損事故件数は増加しており、総事故件数は増加傾向にあります。また、人身事故の中でも高齢者の死亡事故件数は増加しており、特に高齢者の死亡事故件数は、平成26年には全死亡事故件数の50%を超えており、高齢者の安全を守るために、高齢者中心に交通事故対策を強化しなければならない状況にあります。

矢掛町における平成26年末の免許取得者は10,242人と5年前に比べて減少しています。しかし、65歳以上の高齢者の免許取得者は3,158人で全所有者の約3割を超え、非常に高いことが特徴となっています。町内での、主な交通手段が自家用車であることに加えて、高齢化による運動機能低下が事故発生の大きな要因となっており、今後においても交通事故の増加が懸念されます。また、交通指導員や各種団体の協力を得ながら交通安全対策に積極的に取り組んだ結果、事故防止に対する意識の高まりは見られるものの、交通量の多い場所では依然として事故の発生率は高く、その他の場所でもうっかり・ぼんやりによる不注意事故が発生しています。

交通事故は、被害者のみならず加害者にとっても家庭を不安に陥れることになるため、事故を減少させ、安全で幸せな町民の生活を確保することが重要で、各人が交通ルールの遵守意識を持ち、家庭・学校・企業・地域・行政等が一体となって交通安全啓発運動を推進する必要があります。

【施策の方向】

1 交通安全意識の高揚

正しい交通ルールとマナーを身につけ、交通事故から身を守るため、家庭、学校、職場、地域においては、ももたろうクラブ、交通安全母の会、老人クラブなどの交通安全推進団体と連携して交通安全講習会を開催し、高齢者においては、いきいきサロン、出前講座等で年齢層に応じた交通安全教育の徹底を図ります。更に、交通指導員による街頭指導や啓発資材を活用した交通マナー向上のためのPR活動を行うなど、町民総ぐるみで交通安全運動を展開し、交通安全意識の高揚に努めます。

2 交通安全施設の整備

危険箇所の改善とカーブミラーの設置を推進し、交通事故防止対策に努めます。

3 交通安全支援事業の推進

乳幼児の安全対策として、乗車中の安全を図るためチャイルドシート購入助成及び親子3人乗り自転車の貸し出し制度を継続して実施します。

また、高齢者の交通事故回避対策として、高齢者運転免許証自主返納支援事業としてシニアカー（電動車椅子）購入補助制度を継続して実施するとともに、新たな施策を検討します。

【具体的な取り組み】

- ◆交通安全教育の徹底
- ◆基本的な交通ルールの周知徹底
- ◆交通安全の重要性の理解と意識改革の推進
- ◆関係機関との連携による危険個所の点検と改善の推進
- ◆高齢者運転免許証自主返納の支援

【目標指標】

目標指標	H26 実績値	H32 目標値	H37 目標値	関連事業名
年間交通事故件数	306件	285件	275件	交通安全対策事業

施策 6-4 消防・防災体制の充実

【現状と課題】

矢掛町の消防体制は、広域行政で組織している井原地区消防組合（矢掛出張所）による常備消防と、消防団組織による非常備消防です。矢掛出張所は、消防ポンプ自動車、高規格救急車等を配備し、消防活動・救急活動に従事しています。

消防団は、本部及び7分団、19部、団員定数610人の体制により、消火活動、警戒と水害を含む災害予防の知識の普及啓発を行っています。更に、近年では行方不明者の捜索活動へも出動するなど、地域の消防・防災の中核的組織となっています。しかし、消防団については、少子高齢化に伴い、団員数の減少と団員の高齢化の問題を抱えており、団員確保と活性化が重要な課題となっています。

災害被害を最小限に食い止めるためには、初期段階での対応と町内会や事業所等の自主防災組織による活動や協力が必要です。自主防災組織の育成と訓練により町民の防災知識と防災意識の高揚を図り、地域での消防力の強化に努めるとともに、地域防災計画・国民保護計画に基づき、町・防災関連機関・町民が一体となった防災体制の確立を図る必要があります。

【施策の方向】

火災や気象の変動に起因する風水害、地震等から町民の生命・身体・財産、日常生活の安全確保を図るため、町民、防災関係機関、行政機関が一体となった消防・防災体制の整備と消防力の充実及び町民の防災意識の高揚を促進します。

1 消防・防災体制の充実強化

多様化、大規模化する災害に対処し、町民の生活の安全性を高めるため、公共施設の整備においても防災面を考慮し、消防・防災に関する組織、人員、施設、装備等の充実を図ります。また高齢者や障害者など災害時要援護者の安全確保の点から、地域一体型の防災体制の構築と総合的な防災力の強化を図ることを目的として、防災訓練を実施するなどして、平常時からの体制強化や防災情報等の配信システムの有効活用及び拡充により、災害に強いまちづくりを推進します。

2 消防力の充実強化

（1）常備消防力の強化

火災発生時において、人命救助と損害を最小限に食い止めるには、初期活動にかかっているため、早期出動に向けた体制づくりを消防組合本部へ要請します。また、消防施設及び設備の維持更新を行います。

火災は、不注意により発生する 경우가ほとんどであることから、予防活動面において消防団と協力し、地域や企業など自主消防組織との連携活動を要請します。

（2）非常備消防力の強化

地域の消防・防災活動の中核として重要な役割を果たす消防団については、組織・装備の充実を進めるとともに、出火時の適切な対処技術の習得と自主防災組織や地域の諸団体

との交流活動，住民への広報活動を積極的に実施します。特に，団員が減少傾向にある中で，消防活動への理解と認識を求め，青年層への積極的な加入促進に努めます。また，女性の活力を消防力へ活かすべく，女性消防団員の強化に努めます。

3 防災意識の高揚

「自分たちの安全は自分たちで守る」という地域連携の精神に基づく，町民の平素からの予防思想の徹底が最も大切であり，今後も，時期をとらえての災害防止連絡会議や，学校をはじめとする教育の現場，消防団の地域活動等あらゆる機会を通じ，防災に関する知識の普及に努めます。また町民の自主的かつ積極的な防災ボランティア活動を推進するため，町内会，自治会等を活用した自主防災組織の育成強化を図ります。

【具体的な取り組み】

- ◆消防団員募集活動
- ◆消防設備更新
- ◆自主防災組織の活動支援

【目標指標】

目標指標	H26 実績値	H32 目標値	H37 目標値	関連事業名
消防団員の確保	593人	610人	610人	防災関連事業
消防機庫の建替 (5ヵ年累計)	4件	2件	1件	防災設備整備事業
消防自動車の更新 (5ヵ年累計)	4件	5件	10件	防災設備整備事業
自主防災組織数	17件	67件	117件	消火栓設置事業

施策 6-5 防犯対策の推進

【現状と課題】

岡山県の犯罪認知件数は減少傾向にありますが、近年は高齢者を狙った特殊詐欺や子どもの連れ去りなどが県内で発生し、矢掛町でも起きうることとして懸念されています。このような状況の中、犯罪や青少年非行の防止のため、警察や矢掛町防犯協議会各分会と連携し、自主防犯団体、青少年健全育成団体の協力により防犯活動が展開されていますが、町民が多様化する犯罪の被害者にならないための啓発活動が求められています。

なお、平成26年度には、犯罪抑止力と事件事故発生時の情報収集の役割として防犯カメラを町内各地に設置し、防犯環境の整備に努めました。

【施策の方向】

1 防犯意識の高揚

犯罪のない安全・安心なまちづくりをすすめるためには、矢掛町防犯協議会、警察や地域企業、関係機関及び各種団体等と連携をとりながら、防犯指導員の育成、地域防犯ボランティアの支援や防犯対策学習会・出前講座などにより啓発活動を行います。また、広報紙・矢掛放送・有線放送・チラシ・行政情報メール等で身近な犯罪情報の提供を行うことで、町民一人ひとりの自主防犯意識の向上に努めます。

2 自主防犯団体の育成

地域の安全は地域の住民の力で守ることが必要であり、各地区防犯協議会の活動を支援するとともに、青色回転灯搭載車両による青色防犯パトロール隊の活動を支援します。

【具体的な取り組み】

- ◆防犯意識を高めるための広報啓発活動の充実
- ◆防犯カメラ等犯罪の起きにくい環境整備の推進
- ◆地域防犯ボランティアへの出前講座の実施
- ◆青色防犯パトロール隊の全地区設立の推進

【目標指標】

目標指標	H26 実績値	H32 目標値	H37 目標値	関連事業名
青色防犯パトロール隊の数	4団体	7団体	7団体	防犯対策事業

■重点目標 5 雇用の創出と地域資源を活用した観光振興による賑わい

の創出

基本目標 7 産業の振興で賑わうまちづくり

施策 7-1 農林業の振興

【現状と課題】

矢掛町はその面積の大部分が農地や山林であり、農林業が地域の重要な生活基盤となっています。これまで町内では主に水稻、果樹、野菜等が作付され農業経営が支えられてきました。一方で、農業者の高齢化・担い手不足は依然として、深刻な状況にあり、町内の農林業や農地をいかに次の世代に引き継いでいくかが、重要な課題となっています。

矢掛町における農家数は、減少傾向にあり、その経営形態も多くが家族を単位とした小規模経営となっています。また、中山間地域の農地では、棚田が多く不整形で大型機械による作業が困難であること、野生鳥獣による被害が増大していること等により耕作放棄地が増大し、その解消が喫緊の課題となっています。このため、現在まで農道、用排水路などの生産基盤のきめ細やかな整備を行い、より効率的な営農活動を可能とする環境整備を行うとともに、担い手の育成や消費者のニーズに合った作物の生産や農産物の付加価値の向上を推進し、農業経営の向上と安定化に取り組んできました。しかし、農業をめぐる課題が解消されたとは言えません。これらの課題解決のため、農業基盤整備や農地の有効利用、集落営農の組織化による生産コストの低減、地域特性に合った付加価値の高い農産物の掘起しが必要となっており、また、既に整備された生産基盤や組織については、今後、関係者が協力してその維持・保全に努める必要があります。

また、矢掛町の農業、商工業、観光の推進のために、平成21年度に矢掛町ブランド制度を創設し、あわせて同ブランドを町内外へ広くPRするために、ロゴマークを決定しました。そして、矢掛町ブランド認定委員会の審査を経て、平成26年度までに46品目が認定されました。

しかし、現在全国に地域ブランドといわれるものは数多く存在しています。そこで、矢掛町ブランド制度の信頼を確立するためには、認定事業者や関係機関と連携しながら、その特徴のPRと運用を積極的に行わなければならない状況です。

矢掛町畜産公社は、昭和47年開設以来、畜産振興を基本として管理運営してきました。畜産農家の減少による矢掛町内外の預託頭数の減少により、矢掛町畜産公社の経営は、非常に厳しい状況にありましたが、岡山県、畜産協会の経営分析及び改善助言や畜産関係諸団体の支援をいただき、経営改善を実施する中で、預託頭数も増加し、約330頭を飼育しており、安定経営に向けて努力しています。一方で、施設の老朽化も進み、施設の整備が必要となっています。また、牧草生産による小田川河川敷の景観保全、飼料用稲の生産支援、児童生徒の体験学習を受け入れるなど多面的な活動も実施しています。

中山間部にある農業用ため池については、受益者の高齢化により維持管理が困難となり、放棄されるため池が、今後増加していくと考えられます。

森林は、林産物の生産のほか、国土や自然環境の保全、水資源の保全、多様な生物の生

息の場など、様々な公益的機能を持っており、豊かな国民生活を実現するために、重要な役割を果たしています。

矢掛町の林野面積は、5,810ヘクタールで町土の約64%を占め、そのほとんどは天然赤松林と広葉樹です。しかし、国内産木材価格の低迷、就業者の減少と高齢化などから、森林の荒廃化が進んでいます。また、依然として松くい虫の被害が発生しており、森林の機能低下、環境悪化など、林業を取り巻く環境は厳しさを増しています。

【施策の方向】

1 農林業の生産基盤の整備

(1) 農業用施設の整備

効率的な農業経営や生活環境の向上等のため、各土地改良関係団体の要望を取りまとめ、機能強化を目的とした農道、用排水路の整備を計画的、効率的に進めます。また、放棄ため池対策については、町民の安心・安全のため、地元関係者と連携を図り、施設の安全化に努めます。

更に、耕作放棄地の解消のために、中山間地域の農地の管理道等の整備を進めます。

(2) 優良農地の確保・保全

農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定による農地の流動化を促進し、農地の有効利用を図るとともに、営農組合、認定農業者を中心として農地の利用集積に努めます。

(3) 森林保全、水源かん養

今後においては、資源保護や公益的機能確保のため、松くい虫被害による危険木の対策や管理のための道路網の整備など、適正な森林整備が必要です。

2 魅力ある地域農業づくり

(1) 意欲ある担い手の確保・育成

地域の農業後継者・担い手として、認定農業者の確保、育成に努めます。

関係機関（農業委員会、農業普及指導センター、農業協同組合等）との連携を図りながら、認定農業者の掘り起こし、育成支援を行います。また、認定農業者協議会を中心とした研修や制度融資等を通して、認定農業者の規模拡大及び経営の安定に向けた支援を行います。

(2) 集落営農組織の育成・支援

各地域の集落としての営農活動の取り組みみに対して支援を行います。

既に組織されている営農組合に対しては、各組織の運営等について関係機関（農業委員会、農業普及指導センター、農業協同組合等）と連携を取りながら支援を行い、法人化に向けた取り組みを行います。また、地域の状況により、今後集落営農組織が必要な地区については、営農組織の結成に向けて関係機関と協力し、集落営農組織の結成を目指します。

(3) 新規就農者の確保・育成

地域の農業の新たな担い手として、新規就農者の確保を目指します。

関係機関（農業委員会、農業普及指導センター、農業協同組合等）と連携をとりながら、都会からの新規就農者及びUターンでの新規就農者及び定年帰農者等を募集し確保していくとともに、新規就農者への就農後に安定して営農を行っていただけるよう継続的に指導、支援をしていきます。

(4) 鳥獣害防止対策の推進

町内において鳥獣による農林業等の被害を防止・軽減させるため、鳥獣被害対策実施隊と連携し、捕獲と防護柵等による被害防止対策の普及推進、周辺市との一斉捕獲体制の検討、捕獲に従事する狩猟後継者の育成対策、有害鳥獣を寄せ付けない集落環境づくりに向けての体制整備を目指します。

3 総合的な農産物の生産振興

安全安心で高品質な農作物を求める消費者ニーズに対応するため、矢掛町の風土に適した魅力ある農作物の振興を図ります。このため、穀物・飼料作物については、安全安心かつ低コスト農産物の生産を推進します。また、アスパラガス等の野菜、小菊等の花き、飼料作物の作付けを推進し、農業経営の安定を図ります。また、地域に適応可能な新たな農産品目の発掘を行い、農業経営の選択肢を増やします。

4 水車の里事業の推進

農業体験施設「水車の里フルーツトピア」を指定管理の手法も活用しながら、採算を重視しつつ運営し、町内外へ広くアピールします。利用者の増加と来訪者のリピート率の向上を図り、特産品のPR、地域の活性化の重要な施設と位置づけ、農業を生かした観光、交流を進めていきます。

5 地域資源を活用した特産品の矢掛町ブランド化、6次産業化の推進

矢掛町の特色のある高品質な農林産物等の特産品を町内外へPRし、更にはその特産品を通じた矢掛町の情報発信のため、矢掛町ブランド認定制度の普及・啓発を図ります。また、ブランド認定による特産品の販路の拡大、高付加価値化を推進します。

矢掛町ブランドの信頼の確立を図るため、必要に応じて矢掛町ブランド認定基準の見直しを行いながら、それに基づく適切な審査を行います。さらに、牧場などの広大な土地の有効活用を念頭において、新たな特産品の研究開発に取り組み、さらに、特産品に関する研修等の情報提供や支援を行います。

また、矢掛町ブランドのPRイベントを開催し、マスコミとタイアップして、町内外への情報発信をしていきます。このイベントを通じて農業、商工業、観光の事業の推進と地域の活性化を実施し、更に、国、県、商工会等関係機関の開催するイベントの参加等により認定品目のPRを積極的に展開していきます。

また、6次産業化及び農商工連携を通じた儲かる仕組みづくりを支援するため、行政、J

A等の関係機関が開催する研修や支援制度の積極的な情報提供を行います。

【具体的な取り組み】

- ◆薬草研究及び栽培促進事業
- ◆ほ場整備事業の実施

【目標指標】

目標指標	H26 実績値	H32 目標値	H37 目標値	関連事業名
新規就農者数の増 (5ヵ年累計)	0人	3人	5人	青年就農給付金事業
認定農業者数	52人	55人	55人	
矢掛町ブランド認定数	46件	50件	60件	矢掛町ブランド認定事業
6次産業化支援件数 (5ヵ年累計)	0件	3件	5件	6次産業化推進事業
中山間地域の 農地集積の整備	501.9ha	554.5ha	—	中山間地域総合整備事業

施策 7-2 商業の振興

【現状と課題】

人口減少や消費者のライフスタイルの変化は商業活動に大きな影響を与えております。さらに、インターネットショッピングやテレビショッピングなどの無店舗販売システムや大型ショッピングセンターなどの商業施設の複合化、コンビニエンスストアや24時間営業店などのオンデマンド化など商業施設の形態の変化と小売り競争は激化しています。

商店街は後継者不足、消費者の大型店志向による顧客離れ、人口減少による消費者の減少などにより縮小傾向にあり、商店街の活性化と空き店舗等の利活用が課題となっています。一方では大型店舗の町内への進出も行われ、双方の特徴や長所を生かした共存が課題となっています。

【施策の方向】

1 商店街の再生・活性化

矢掛商店街は本陣・脇本陣等の歴史的な町並みを有しており、矢掛町の観光地の中心となっております。また、宿泊施設などの新たな商業施設が創出されています。商店街の衰退は観光の衰退につながるため、商工会や関係機関と連携し、空き店舗への対策を講じるとともに、町民が販売に参加する青空市や商店街を道の駅として一体的に整備し、駐車場等の集客施設整備を行うなど、顧客の利便性や商店街の魅力を高め、商店街の活性化を図っていきます。

2 商業経営の安定

事業者の経営の安定を図るため、小口資金保証融資制度の効果的な運用と周知を図り、利用を促進します。

3 商業環境の変化への対応

人口減少や買い物の方法の変化により、町内の商業振興は大きく左右されます。町内の商業基盤を活かしながら、大型商業施設の創業なども見守り、町全体の商業の振興を図っていきます。消費者の高齢化などにより、宅配などの新たなサービスが必要となってきております。小売店独自の新たなサービス形態を模索し、大型店舗と共生できるように、商工会と協力して、情報提供を行い、地域の商業活性化を目指します。

流通のみの商業ではなく、サービス業としての複合的な商業を行うために、新規創業の支援や情報提供に努めます。

4 関係機関との連携

商業振興は商工会の動向にも大きく左右されます。行政と商工会とが良好な関係を保ち、互いに連携して、事業者の経営支援を行っていきます。

【具体的な取り組み】

◆空き家活用新規創業支援事業

【目標指標】

目標指標	H26 実績値	H32 目標値	H37 目標値	関連事業名
空き家活用新規創業者 数（5ヵ年累計）	0件	5件	—	空き家活用新規創業支援事業（平成27年度から平成29年度までの事業）

施策 7-3 工業の振興

【現状と課題】

矢掛町の工業の特色は、二次加工を行う中小企業が過半数となり、産業別就労人口では全体の27.0%（平成22年国勢調査）を占め最も多い状況です。しかし、産業別就労人口は、人口減少と高齢化に伴い減少傾向にあります。また、若年労働力が町外の企業へ流出し、町内の労働力が減少しています。

経済動向や産業構造の変化により町内企業も厳しい経営状況を強いられており、国はもとより地方自治体の支援策が今後の課題となっております。

更に、景気低迷による、雇用状況の悪化が社会問題となっており、また、企業では必要な人材を確保できないという厳しい雇用状況があり、矢掛町でも企業と労働者を結び、安定した雇用の確保を図る必要があります。

経済的・社会的にも安定した町を作るためには、農・商・工業のバランスのよい産業構造が理想であり、これからも、積極的な流通業・工業などの企業誘致活動を推進していく必要があります。

また、廃業により空き店舗が増えている現状も考慮しながら、空き家等へのオフィス誘致を進めて行くとともに、個人の創業・起業を促進する観点から、企業の創業・起業の支援を検討する必要があります。

【施策の方向】

1 企業誘致の推進

矢掛町では地域の経済的発展と安定した雇用先の確保を行うため、積極的にこれまで23件の製造・物流業の企業誘致を行ってきました。今後も町内の土地利用を考慮しながら、矢掛町に企業が進出しやすい環境と支援策を整備します。また、地域にとって有益な企業を選定し、公害等の問題がないように配慮して行います。

更に、農作物の生産を工場化する農業工場の誘致又は第三セクターによる実施を検討し、農業研究施設の役割も果たしながら新しい産業の形態を作ります。

2 企業の育成、サテライトオフィス誘致

町内の企業の育成のため、商工会等の関係機関と連携し、情報収集に努め、的確な情報を提供するとともに、企業間の交流を推進し、企業同友会などの活動を支援していきます。

また、豊かな自然環境と空き家を有効活用し、IT企業などに対して、サテライトオフィスの設置を積極的に働きかけます。

3 町内の雇用の確保

労働力は企業活動を支える基礎であり、労働力の低下は、企業活動に支障をきたします。こうした企業の雇用に対する要望を満たすと同時に町内の雇用促進と町民の安定した生活を守るため、ハローワークと連携しながら企業と町民を結ぶ求人情報の提供、雇用相談の充実を図ります。

【具体的な取り組み】

- ◆ サテライトオフィス誘致事業
- ◆ 本社機能移転促進事業
- ◆ 農業工場誘致事業

【目標指標】

目標指標	H26 実績値	H32 目標値	H37 目標値	関連事業名
サテライトオフィス誘致件数	0件	3件	5件	農山村サテライトオフィス等誘致事業

【用語解説】

★サテライトオフィス

都市部から環境のよい郊外に分散型オフィスを出すことをサテライトオフィスと称していましたが、最近では、ITC設備を整備し、郊外で遠隔勤務・在宅勤務をするような場合もサテライトオフィスという

施策 7-4 観光の振興

【現状と課題】

矢掛町における観光資源は、本陣（国重文）・脇本陣（国重文）・矢掛の商店街の歴史的な町並みを中心とした近世のもの、猿掛城址・洞松寺などに代表される中世のもの、吉備真備公園・下道氏の墓域（国重文）・古代のもの、また、古墳群や貝塚などの遺跡も多く、まさに歴史的な資源が中心となっております。また、水車の里フルーツトピアや桜の名所嵐山公園・育成牧場などの自然的な資源も豊富であります。

更に、矢掛商店街を中心に平成25年度には観光拠点となる「やかげ町家交流館」、平成26年度には宿泊施設「矢掛屋」が営業を開始し、賑わいを創出しています。

近年、観光客は価値観の多様化、また、情報の充実により、従来の有名観光地への一極観光から、自らの興味を満足させるテーマ別観光へ推移しております。その中で、矢掛町は、最近、マスコミへの露出度も高まり、休日・平日を問わず観光客が矢掛町を訪れており、矢掛町の観光振興の機運も高まりつつあります。しかし、一方では商店街は空き店舗が多くみられ、飲食店などの施設は不十分であり、また、観光施設、店舗等の観光客の受け入れ意識や体制などのソフトも充実していく必要があります。

【施策の方向】

1 安心で快適に楽しめる観光地づくり

自然や史跡など町内の豊富な観光資源を活用しながら、矢掛町の新たな観光資源の再発見や既存の観光資源の再構築を行い、観光客にとって魅力的な観光地を目指します。また、観光客の顧客満足度の向上と利便性を向上させるために、観光案内看板や標識、地図等の整備を推進します

2 観光機能の強化

(1) 広域観光の推進

矢掛町内だけでの観光を考えるのではなく、近隣の観光地や自治体と協力し、広域での観光コースを検討する。また、観光キャンペーンやPR活動を通じて、観光地としての魅力増進に努めます。

(2) 観光情報の提供

旅行会社等の観光旅行などを企画するエージェントに対する情報提供を積極的に行い、民間と協力して矢掛町への来訪を促すとともに、観光客への観光情報の提供とおもてなしを拡充するため、観光パンフレットやインターネットホームページの充実を図り、矢掛町の魅力を分かりやすく全国や海外に向けて情報発信します。また、行政や企業では実施しがたい観光イベントやキャンペーン、観光案内所の役割を担う新たな組織、体制づくりを進めます。

(3) 観光施設や意識，観光物産の充実

観光客が来町した時の，道の駅としての整備を念頭にした駐車場や休憩施設などの施設整備，商店の接客や観光客対応などのおもてなし体制づくりや意識啓発を行うとともに，矢掛ブランドのPRや矢掛町独自の土産物や特産品などの商品の魅力化を図っていきます。また，宿泊施設等の観光施設については民間事業者等と連携して，矢掛町の風土にあった整備の方向性を検討していきます。

【具体的な取り組み】

- ◆広域観光連携事業
- ◆道の駅整備関連事業
- ◆嵐山観光施設整備事業

【目標指標】

目標指標	H25 実績値	H32 目標値	H37 目標値	関連事業名
年間宿泊客数	0人/年	10,000人/年	10,000人/年	観光客誘致事業
日帰り観光客数	60,000人/年	80,000人/年	100,000人/年	広域観光連携事業

基本目標 8 自然と共生する美しいまちづくり

施策 8-1 環境保全対策の推進

【現状と課題】

今日の環境問題をめぐる状況は、ごみ問題をはじめ、地球の温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨など地球規模の問題として非常に複雑多様化しています。その中でも、地球温暖化現象は海水面の上昇や異常気象による自然災害、生態系の破壊など私たち人類の生存にも影響を及ぼす大きな問題となっており、これらの原因となっている温室効果ガスの早急な大幅削減が急務となっています。

これらの問題を解決するためには、今日のライフスタイルにおいて、省エネルギー化の促進や、矢掛町の自然環境保護など身の回りからできる環境保全対策の取り組みが必要となっています。

【施策の方向】

1 環境保全意識の高揚

地球温暖化防止対策や自然環境保護においては地球上に住む人々の一人ひとりが環境問題に対してグローバル意識を持ち、身近なところや地域からできる環境保全活動を推進することが重要です。町民の環境保全意識の高揚を図るため、広報紙・矢掛放送等による広報活動をはじめに、地域や職域への積極的な出前講座の実施、小・中学校での環境教育の強化などの啓発活動を推進します。

2 公害防止

町民や事業主への広報活動、公害への苦情相談対応、事業所等への立入検査の実施、関係法令等に基づく行政指導を徹底するなど、公害の発生防止に努めます。

3 水質検査

町内主要河川 26ヶ所で実施している水質検査を継続実施し、河川の水質を常時監視します。また、水質検査結果を公表し、町民の環境意識の高揚を図ります。

4 環境美化

矢掛町では、美しい自然を背景に発展してきた町土の保全や美しい自然を守る活動に、町民一致して取り組むため、地域を挙げて「環境にやさしいクリーンな町」を目指し、平成4年に「クリーンな町宣言」を制定しました。また、クリーンな町推進協議会を立ち上げ、花いっぱい運動、空き缶の投げ捨てや不法投棄の防止、河川の清掃など、地域ぐるみの自主的な環境美化活動を推進してきました。

今後も、自治会・町内会等による環境美化活動を推進し、町民・企業・行政が一体となって地域の環境美化活動を構築します。

5 不法投棄

不法投棄防止を図るため、広報紙等における周知や啓発看板の設置及び環境パトロールによる監視体制の強化、また、不法投棄に係る県民局、警察署との情報交換体制を確立し、不法投棄防止対策を強化します。

【具体的な取り組み】

- ◆環境教育、啓発活動の推進
- ◆公害発生防止のための広報活動の充実
- ◆水質検査による水質監視体制の強化
- ◆町民、企業、行政が一体となった地域の環境美化活動の推進
- ◆環境パトロールによる監視及び不法投棄防止啓発物の設置

【目標指標】

目標指標	H26 実績値	H32 目標値	H37 目標値	関連事業名
出前講座・環境教育の実施	10 団体 106 人	20 団体 200 人	30 団体 300 人	

第6次矢掛町振興計画
輝く未来 笑顔あふれるまちづくりプラン
基本構想・前期基本計画



第6次矢掛町振興計画
輝く未来 笑顔あふれるまちづくりプラン
基本構想・前期基本計画

平成28年3月発行

発行／岡山県矢掛町 企画・編集／矢掛町総務企画課

〒714-1201

岡山県小田郡矢掛町矢掛3018番地

TEL：0866-82-1010 FAX：0866-82-1454

E-mail：info@town.yakage.lg.jp URL：www.town.yakage.lg.jp